

総務常任委員会会議録			
日 時	平成26年 6月24日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時26分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「色内小学校再編後の学校跡地及び旧若竹小学校跡地の利活用について」

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

学校適正配置に係る学校の跡利用につきましては、学校跡利用の基本的な考え方に沿って検討を進めておりますが、前回の当委員会以降、色内小学校及び旧若竹小学校跡地の利活用について、それぞれの地域での協議状況を報告いたします。

まず、平成28年4月に統合予定の色内小学校の再編後の跡利用に関し、本年3月24日、同校校区内の町会や保護者の皆さんを対象に、道営住宅建設用地の候補地として北海道へ要望する方針について説明を行いました。

説明会は、いなきたコミュニティセンターで開催し、22人の参加があり、市から色内小学校の現況や学校跡利用の基本的な考え方、再編後の跡地の活用方針案について説明いたしました。

主な意見としましては、災害時の避難所を色内小学校からいなきたコミュニティセンターに変更した場合、避難所の標高が現在の避難所である色内小学校よりも低くなることや避難所の規模が小さくなることに対して不安を感じるとの意見が出されております。また、道営住宅の規模等がわからない状況では、建設の是非について判断できないといった意見や色内小学校グラウンドにかわる子供たちが遊べる場の整備についての意見なども出されておりますことから、再度説明会などを開催し、地域の皆さんの御意見を伺った上で、道営住宅建設の候補地として北海道へ要望するか否かを判断してまいりたいと考えております。

次に、旧若竹小学校跡地に関しましては、同校及び旧教育職員独身寮の建物とその敷地を売却することについて、若竹町会役員の皆さんと協議を行い、御了解いただいたことから、地域の皆さんに売却方針の概要を回覧板によって伝えたところです。現在、回覧から約6週間が経過しておりますが、現時点で地域の方からの御意見が出されていないことから、庁内において最終決定を行った上で売却に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の財産処分について」

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

石狩湾新港管理組合から、財産の処分について6月12日付けで協議がありましたので、お手元の資料、石狩湾新港管理組合の財産処分についてに基づき説明いたします。

まず、「1. 財産処分の概要」についてですが、石狩湾新港西地区の工業用地において、北海道電力株式会社がLNG火力発電所の導入を計画していることから、当該用地を同社に売却するものであります。

次に、「2. 売却予定地の概要」についてですが、所在地につきましては、小樽市銭函5丁目192番1、193番1、193番2、売却面積としましては、約29.03ヘクタール、売却価格としましては、歳入予算額を約8億7,200万円計上しておりますが、評価額によりますので現時点で未定であります。

次に、「3. 売却予定地の契約方法等」についてですが、契約方法につきましては、北海道電力株式会社と随意

契約を予定しております。また、随意契約の理由についてですが、新港管理組合の普通財産の処分につきましては、一般競争入札が原則であります。①として、道内において早期に安定した電力供給の確保が緊急の課題であること、②として、北海道電力株式会社が平成23年10月に発電所建設計画を発表し、この計画に対応するため、港湾管理者が平成25年3月に港湾計画の土地利用計画を変更したこと、③として、同社が電源立地に係る環境アセスメントの手續を既に終了し、具体的な事業計画が進行しており、火力発電所として最も早期に事業開始が可能なこと、などの理由から売却先は同社以外にないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結する予定であります。

次に、「4. スケジュール」についてですが、7月中旬には土地売買仮契約を締結し、8月上旬の新港管理組合第2回定例会での財産処分議決を経て、9月上旬には土地売買本契約の締結、土地代金の受領を行い、9月下旬には登記手續を完了し、北海道電力株式会社へ引渡しを行う予定であります。

以上、新港管理組合から協議のあった財産処分の内容について説明させていただきましたが、本件につきましては、市として同意回答いたしたいと考えております。

○委員長

「（仮称）消防署オタモイ出張所建設にかかる経過報告について」

○（消防）総務課長

平成25年第4回定例会で説明いたしました（仮称）消防署オタモイ出張所建設に係るその後の経過について報告させていただきます。

最初に、関係地域への説明といたしましては、5月19日にオタモイ地区、及び同月24日には塩谷地区の各町会長の皆様に、統合の経緯や統合の場所、新出張所の体制、建設スケジュール等について説明いたしました。今後、長橋地区、幸地区の各町会長の皆様へも同様に説明を行う予定であります。

次に、この出張所の建設用地についてであります。土地所有者である財務省北海道財務局小樽出張所と協議を進めておりましたが、今年9月に面積1,583.75平方メートル、購入価格968万円で売買契約を締結し、同月20日付けで所有権の移転を行ったところであります。

なお、今年度の事業スケジュールですが、7月に基本設計業務に着手し、8月には敷地内にあります旧オタモイ共同調理場の解体工事を予定しております。また、次年度以降につきましては、平成27年度、地質調査、構造計算等を含めた実施設計、平成28年度、調査、建設、平成29年度、開設に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第5号について」

○（財政）税務長

議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの改正は、本年3月に公布された地方税法の改正に伴うもので、主な改正点は3点あります。

まず1点目は、法人市民税の法人税割の税率引下げで、100分の14.7から100分の12.1となり、平成26年10月以後の事業年度から適用されます。引下げは市・道民税合わせると4.4パーセントとなり、その分を地方交付税の原資とするために、国税として地方法人税が創設されました。

2点目は、軽自動車税の見直しで、原動機付自転車と2輪車の税率が1.5倍、3輪以上の軽自動車と小型特殊自動車が家用で1.5倍、その他で1.25倍となります。適用は27年度からとなりますが、3輪以上の軽自動車については27年4月1日以後の新規登録を受けたものから適用となります。また、グリーン化税制として、新規登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車は20パーセントの重課となり、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車など

を除くいわゆるガソリン車、軽油車が28年度から適用となります。

3点目は、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置で、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震改修を行い、基準に適合するようになった建築物の固定資産税を2年間、2分の1に減額するもので、その申告手続を条例に規定するものです。対象となる建築物は、耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた建築物で、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、指定避難路に敷地が接する建築物及び指定する防災拠点となる建築物のうち、26年4月から29年3月までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施した建築物となります。

○委員長

「議案第7号について」

○（消防）予防課長

議案第7号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、平成25年12月27日に公布された消防法施行令等の一部改正に伴い、屋内又は屋外における催しにおいて、液体燃料を使用する器具など対象火気器具等を取り扱う場合の防火管理体制を構築するとともに、所要の改正を行うものであります。

平成25年8月15日に、京都府福知山市において、死者3名、負傷者56名を伴う花火大会火災が発生いたしました。この火災を受けて総務省消防庁では、市町村の火災予防条例において、屋外における催しの防火に関する規定を設けることなどを内容とした市町村火災予防条例（例）の一部改正を行い、本年1月31日付けで通知をしています。

本条例案においては、対象火気器具等の使用を伴う露店等を開設する場合の届出及び消火器の準備、並びに大規模で混雑する催しを消防庁が指定催しとして指定し、当該指定催しを開催する場合に、催しの主催者に対して防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務に関する計画の作成、提出を義務づけるとともに、当該計画を提出しなかった者に対する罰則の規定などを設け、指定催し等における防火管理体制を構築することにより、来場者の安全・安心を確保するものであります。

加えて、自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物として、300平方メートル未満のホテル、旅館等が新たに政令に追加されたことから、現在、木造150平方メートル以上のホテル、旅館等に設置を義務づけている本条例の規定を削除するものであります。

なお、対象火気器具等の使用に当たっての消火器の準備及び催しの開催に伴う防火に係る改正規定については本年8月1日から、それ以外の改正規定については平成27年4月1日から施行するものであります。

○委員長

「議案第10号について」

○（消防）総務課長

議案第10号工事請負契約について説明いたします。

この議案は、平成15年10月の電波法関係審査基準の改定により、現在使用しておりますアナログ無線が平成28年5月31日をもって使用期限を迎えることから、消防救急無線のデジタル化への整備を行うもので、契約金額4億4,258万4,000円で、加藤・中島共同企業体と契約を締結するものであります。なお、契約期間は平成27年9月30日までとなっております。

○委員長

「議案第13号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第13号小樽市非核港湾条例案について提案説明を行います。

アメリカ海軍第7艦隊の旗艦ブルーリッジの7月18日からの小樽港寄港の打診が6月16日にありました。近年、

冬の寄港が主でしたが、夏に寄港を打診するということは、季節によって有事の際、小樽港を利用するための調査目的もあると思われます。

アメリカは核兵器をどの艦船に積んでいるか戦略上明らかにしていません。これは神戸港に米軍艦船が入港していないことから明らかです。本会議の提案説明で述べたように、国際的には核兵器禁止条約の制定、核廃絶へ向けた交渉の開始の声が広がり、核保有国への批判が強まっています。核密約の存在が明らかになり、アメリカが軍艦の寄港によって核を持ち込むことは事前協議の対象外となっています。ですから、小樽に核を持ち込ませないためには、条例によって定めることが必要になります。さらには、核廃絶を求める世論を後押しすることにもつながります。

委員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎議案第10号（消防救急デジタル無線整備工事）について

最初に、議案第10号について伺います。

先ほど消防本部総務課長から説明がありました消防救急デジタル無線整備工事なのですが、今年度当初予算と本年第1回定例会の平成25年度補正予算で予算が計上されている事業の契約です。この予算を25年度補正予算と当初予算に分けた理由について説明してください。

○（消防）総務課長

この事業は平成26年度、27年度の2か年の予算でありましたが、25年度の国の補正予算で26年度に繰越しが可能でありました国庫補助金であります緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請したところ、交付決定がありましたので、第1回定例会で25年度補正予算として計上いたしました。

○小貫委員

申請したところ交付決定があったということなのですが、その交付決定については、当初予定していた国の補助の満額だったのか、それともそうではなかったのかということもあるのですが、この国の補助については当初どのぐらいと想定していて、デジタル化の計画は現状どうだったのか説明してください。

○（消防）総務課長

当該事業につきましては、平成26年度の国庫補助金は、基準額が1億5,000万円に対し、2分の1補助である7,500万円でしたが、国の26年度配分方針によりまして、消防の広域化を行う消防本部や複数の消防本部が共同で基地局等を整備利用する事業について優先的に配分するとのことでしたけれども、小樽市はその条件を満たしておりませんでしたので、本事業については市債のみを財源とした単独事業としました。なお、25年度補正予算につきましては、2,694万6,000円が国庫補助として入る予定でございます。

○小貫委員

本当は国に7,500万円見てほしかったけれども、第1回定例会では、先ほど2,690万円ということでしたので、約2,700万円割当てが来たと。ただ、ここでやらないと間に合わないので急いだということよろしいのでしょうか。

○（消防）総務課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

そうやって国の補助、あと市債によって、財源が分かれているのですけれども、今回、契約した工事の内容について詳しく説明してください。

○（消防）警防課長

今回、契約した工事の内容について説明させていただきます。

まず、平成24年度の基本設計、25年度の実施設計調査結果に基づきまして、小樽市内を広範囲にカバーできる赤岩山に基幹基地局として局舎を建設し、無線装置、無線用アンテナ、発電機、直流電源装置等を設置します。消防本部にはデジタル用の基地局無線装置、回線接続装置、無線アンテナ等を設置します。同じく銭函支署につきましても、デジタル用の基地局無線装置、無線用アンテナの設置や無停電電源装置を設置いたします。以上の整備を行い、各基地局と高機能消防指令センターとの接続を行います。また、消防車や救急車に積載しております車載無線機及び消防隊員用の携帯無線装置もデジタル用に更新いたします。

○小貫委員

赤岩山に基地局を設置することなののですけれども、これはどういった性質上で、赤岩山が最適だという判断になったのか、その辺はいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

これは、平成24年度の基本設計、25年度の実施設計の調査結果に基づくものでありまして、現在、毛無山で使っている無線塔をデジタルとして使用しますと、小樽を広範囲にカバーするには障害がある、しかしながら、赤岩山であれば小樽全域にわたって広範囲にカバーすることができるという調査結果に基づき、赤岩山に決定したものでございます。

○小貫委員

デジタル無線についてそうやって基地局を整備することなののですけれども、国の補助がついていたからには、何かしらの制限があると思います。今回のデジタル無線の使い方なののですけれども、どのように使用していくのか説明してください。

○（消防）警防課長

今回、デジタル無線として整備いたしますものは、大きく分けて3種類のデジタル無線を装備いたします。大災害発生時に全国の消防機関と無線交信をする全国共通波、北海道総務部危機対策局や防災ヘリ、ドクターヘリ等と無線交信する主運用波、小樽市内の災害では活動波を使用いたします。それぞれ災害の規模や使用する地域によって使い分けをしていくというものでございます。

○小貫委員

要は全国共通波と道内と市内ということなののですけれども、この全国共通波を整備するに至った理由というか、その辺を御説明いただけますか。

○（消防）警防課長

今回の工事の目的になりますけれども、平成15年10月の電波法関係審査基準の改定によりまして、現在、使用しておりますアナログ無線が28年5月31日をもって使用期限を迎えることから、消防救急無線のデジタル化移行工事を行ったものであります。

○小貫委員

それは最初の説明でわかったのです。要は、全国共通波の使い方というか、なぜ国で今それを整備することになっているのかというあたりを聞きたかったのです。

○（消防）警防課長

今回、全国共通波を整備することになっておりますけれども、もともとアナログ波でも全国共通波は使用してお

りました。ですので、そのアナログ無線をデジタルに替えるということで、特にこれによって変更になったということではありません。

○小貫委員

わかりました。

それで、赤岩山に基地局を設置するということなのですから、環境への影響などについて心配はないのか、その辺はいかがですか。

○（消防）警防課長

赤岩基地局の建設地に関しましては、もともと北海道警察の無線塔が設置されていた場所でありまして、実施設計の調査におきましても、建設に際し、周りの樹木を伐採することなく建設が可能であることを確認しております。また、建設予定地は国有林のために、林野庁北海道森林管理局石狩森林管理署に対し国有林貸与申請を行いました。その審査におきましても支障なく、平成26年5月21日国有林野貸付契約を交わしておりますので、環境への影響についても問題ないものと考えております。

○小貫委員

今、気になったのが、貸与ということなのですから、ということは、国に対して、借りるお金がかかるのでしょうか。

○（消防）警防課長

委員の御指摘のとおり、本来は費用がかかることになっておりますけれども、公共事業ということで無償貸与の契約になっております。

○小貫委員

それで、平成28年5月でデジタル無線へと切り替えていくということで、毛無山の今のアナログの無線基地はいつごろ撤去する予定なのでしょうか。

○（消防）警防課長

毛無山の無線塔の撤去についてでございますが、消防救急無線が完全にデジタル化される平成28年5月31日以降に撤去することとなります。

○小貫委員

そこから先の予定はまだ立っていないということでよろしいですか。

○（消防）警防課長

平成28年5月31日以降はアナログ無線を使うことはございませんけれども、鉄塔の解体、撤去に関しては今後財政部と協議する予定となっております。

○小貫委員

今回、赤岩山の場合は国からの補助があったみたいですが、毛無山の無線基地を撤去する場合には、その財源というか、市が丸ごと持ち出して撤去を行わなければいけないのか、例えば起債が可能な事業なのか、その辺はいかがでしょうか。

○（消防）総務課長

今の件につきましては、平成28年度予算で予定しておりますが、財源についてはこれから財政部と調整していきたいと思っております。

○小貫委員

調整するのは当たり前の話だと思うのですが、この費用は、要は起債で行うのか、いわゆる真水で行うのか、何か補助はないのですかという意味だったのですが、いかがですか。

○消防本部次長

財源の話ですけれども、これについては、特に国からの補助はございませんので、起債で行うか、一般財源を使うのか、その辺については今後調整をかけたいと思っています。

○小貫委員

◎地方法人税創設に伴う市財政への影響について

続いて、議案第 5 号に移ります。

市税条例の改正ということなのですが、代表質問で何人か質問していましたので、細かい数字などは省くことになると思うのですが、地方法人税を地方交付税の財源にするということなのですが、この地方交付税というのが非常に怪しいものだとは私は思っています。いや、趣旨としては必要なものなのです。何でもかんでも地方交付税にするというのが、いろいろ怪しい部分があって、小樽市として、このことによって期待する面と危惧する面、それぞれどのようなことがあるのかお答えください。

○（財政）財政課長

今回の税制改正における地方法人課税の見直しについてでございますけれども、これは地方消費税率の引上げによりまして、地方交付税の不交付団体の財源超過額が拡大いたしまして、不交付団体と交付団体の財政力の格差が拡大する、そういう偏在を是正する措置の一つとして法人住民税の法人税割の一部を国税化いたしまして、交付税の原資として活用を図るというものでございます。

そういうところから、期待する面といたしましては、地方交付税の適正な配分を通じて財源の均衡を図るという地方交付税制度の目的の一つであります財源の調整機能、この推進が図られるのではないかとということが考えられます。また、国と地方の、現在、折半ルールによりまして、本来地方交付税は、交付税として交付されるべき財源が不足した場合は、臨時財政対策債という形で地方にも借金をすることが求められておりますけれども、原資が増えることによりまして、地方交付税として交付される額が増え、借金であります臨時財政対策債が減るのではないかとということが期待されるところでございます。

一方、危惧される面といたしましては、原資が増えるといいましても、この措置で必要な財源総額が全部確保できるというわけではございませんので、国の財政健全化という観点の中で、今、歳出の特別枠や別枠加算の廃止をはじめ、地方財政計画上の積算の見直しがいろいろ示されているところでございます。そのような見直しによりまして、地方交付税総額が減少することになりますと、本市においても地方交付税が減少されることとなりまして、結果として、税制の改正により法人住民税が減、地方交付税も減という形になりますと、予算編成における財源不足が拡大すると、そういうところが心配されるところでございます。

○小貫委員

それで、今回の地方法人税の導入に当たって、地方交付税の中に、一般行政経費に地域の元気創造事業費というのが 3,500 億円あって、この見合いで歳出特別枠の 3,000 億円が減らされたということなのですが、この地域の元気創造事業費の財源として地方法人税を活用すると。地域の元気創造事業費の算出基準となっている行革努力とはどのような内容なのか、小樽市にとっての不利な点、その辺はどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

今年度から普通交付税で算定されます地域の元気創造事業費についてでございますけれども、現在示されている算定方法の案ということで申し上げますと、行革努力分につきましては、まず本市の職員数の削減率、あとラスパイル指数、人件費削減率、人件費を除く経常的経費の削減率、地方債残高の削減率を、全国平均の削減率などと比較して、それを係数化して算定するというふうに示されております。不利という言い方が適切かどうかというのはございますけれども、私たちが今考えているところでは、指標の比較が単純に全国平均との比較という形になっておりますので、これまでそれぞれの地方公共団体がそれぞれの立場で努力してきたものを的確に反映していただ

けるものかというところが非常に危惧するところでございます。しかも、指標はあくまでも額ではなく、率ということになっておりますので、その行革努力というものが全国平均に率で届いていなければ、算定していただけない項目も出てくるということになってきますので、この部分につきましては、私たちでも市長会などを通じて、単に国の平均と比較するということで算定するのではなく、これまでの地方の努力を反映していただけるような設定にしてくださいと、国に対して要望してきているところでございます。

○小貫委員

そういう問題があるのだから国に要望したらどうかという話をしようと思ったら、先にそういう答弁をいただいてしまったのですけれども、今、削減率について、行革努力分ということなのですが、この比較の年度、いついつを比較した削減率ということで求められているのか、その辺はいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

指標のとり方につきましては、項目によってそれぞれ違っておりまして、基本的には5か年平均の削減率を用いて比較する形になっております。例えば職員数の削減率で申しますと、平成5年度から9年度までの削減率と21年度から25年度までの削減率を比較する形になっておりますし、そのほか、人件費の削減率や人件費を除く経常的な経費の削減率につきましては、7年度から11年度まで、それと20年度から24年度までを比較いたします。あと、地方債残高の削減率につきましては、12年度から16年度までと20年度から24年度まで、これが指標のとり方という形で示されているところでございます。

○小貫委員

そうすると、例えば平成20年度以前に努力した分というのが、長い期間努力してきたところが、正確に本当に反映されるのかどうか怪しいというか、そういう部分もあるということでしょうか。

○（財政）財政課長

今、委員から御指摘があったとおり、そのような形になっております。

さらに、全国平均と比べるということで、全国の他の自治体の状況とも比較しなければならないので、その辺は単純に自治体の努力だけでは見えない部分が出てくるかと思います。

○小貫委員

それで、この行革努力、あと活性化ということで、製造品の出荷額や若年者就業率など地域の活性化の成果を反映するということなのですけれども、先ほど財政課長は地方交付税の目的という言葉も持ち出していましたが、やはりこのような政策誘導というのは、私は地方交付税制度の趣旨に反するのではないかと思うのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。

○財政部長

確かに地方交付税はもともと地方の財源だというふうに私どもは認識しておりますので、国の政策によってそれが増減するというのはいかがかかと思います。ただ、平成26年度の措置は、それまでにあった特別加算、別枠加算を地方としては下げるなということで強く要請した上で、交付税総額の確保のために、ある意味工夫して設けた制度ではないかという意味で、一定程度の評価はしているところでございます。

ただ、本来は、先ほど財政課長が申しましたが、地方の財源が恒常的に足りなくなるようなことがあれば、地方交付税法で言っているように、交付税の算入率を変えるべきだと、これは一貫して思っているところでございます。今言った別枠加算や歳出特別枠、また臨時財政対策債、これらは本来の姿ではないので、こういう措置ではなく、地方財政が安定するように地方交付税総額が確保されるべきだと考えております。そのようなことは、全国市長会を通じてこれまでも非常に強く要請しているところでございます。

○小貫委員

◎軽自動車税の引上げについて

次に、軽自動車税について伺います。

本会議でも質問されていたのですけれども、軽自動車税の引上げの影響が来年度で、軽自動車税のほかにもありますが、710万円、平成28年度で540万円プラスされて、1,250万円が市民負担ということになるわけです。これはやはり、自動車業界が言ってきた自動車取得税の引下げに伴う代替財源ではないかと私は考えるのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）税務長

まず、自動車取得税につきましては、昭和43年に創設された都道府県税なのですけれども、道路整備費用に充てるための財源とする目的税でした。これが平成21年に一般財源化されたわけですが、従前からこの税に対してはいろいろな論議がありました。例えば、一般財源化されたことで課税根拠が失われたとか、自動車を取得する際に自動車取得税のほかに消費税も課税されますので、物品を取得するという一つの課税義務に対して2種類の似たような税金が課税される、二重課税ではないかなどとの論議があります。これらを受けて、政府は消費税の段階的な引上げに合わせる形で、自動車取得税を段階的に廃止する方針であるということで承知しております。

一方、軽自動車税につきましては、昭和59年に現行の税率に改定されたわけですが、これも従前からいろいろな論議がありました。軽自動車の性能が向上して普通小型車と遜色がなくなってきたのに、税金があまりにも違いすぎるとか、特に原付がそうなのですけれども、徴税コストと比較してあまりにも低すぎるなどと、そういう論議がありました。これらを受けて、今回の改定につながったものではないかと考えております。

○小貫委員

課税の根拠について税務長とあまりやってもしょうがないのですけれども、特に軽自動車税ということになると、今、国民の生活が苦しい中で、やはり軽自動車でないと維持できないという家庭が数ある中で、今回こういう増額になったと。しかも消費税増税と重なってきたと。自動車取得税については二重課税ということでしたけれども、消費税の引上げ等も含めると、国民にとっては二重負担ということになっているわけです。

結局、消費税増税によって新車販売への影響を少なくするために、自動車業界が取得税を引き下げてくれという狙いではないかと思うのです。その上でハイブリッド車に買い替えさせると。今、ハイブリッド車でもプリウスなどは、まだ四輪駆動車が製造されていない、来年度あたりにつくられるかもしれないみたいな報道がありますけれども、小樽市民にとっては四輪駆動車でないとほとんど意味をなさないところもある中で、こういう軽自動車税の増額は、しかも消費税を前提にした増額は、やはり許されないのではないかと思います。

◎平和事業について

次に、平和事業について伺います。

今年度の平和事業について、予定している内容をまず説明してください。

○（総務）総務課長

今年度の平和事業の内容ということでございますけれども、昨年度同様の事業を行う予定でございます。

まず、原爆ポスター展ということで、8月1日から6日までの6日間、駅前第2ビル公共プラザで行う予定でございます。引き続きまして、平和首長会議原爆ポスター展を8月8日から15日まで、本庁舎の渡り廊下で行う予定としております。あと、平和映画上映会を図書館と共催で行う予定でございまして、これは8月2日、午前中に児童・生徒向け、午後に一般向けということで予定しております。あと、核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕につきましては、7月25日から8月18日までの25日間、JR小樽駅前の歩道橋に掲示する予定でございます。これらに関連いたしまして、平和首長会議が実施しております核兵器禁止条約の交渉開始等を求める要請書への署名活動ということで、平和首長会議原爆ポスター展の際、それと平和映画上映会の際に、署名コーナーを設置しまして行う予定としております。

○小貫委員

昨年度同様ということでしたけれども、横断幕の掲示が 3 日ほど延びたということで、少しは延びているのかなと思います。

昨年度の実績で、今、説明があった平和映画上映会、2 種類の映画で 52 人の参加となっていました。せっかくやる行事ですから、できる限り多くの方に視聴していただきたいと思うのですが、これについてはどのように周知していく予定なのか、説明してください。

○（総務）総務課長

平和事業の一連の事業につきましては、広報おたる 8 月号の情報パレットに掲載する予定としております。このほか市ホームページにも掲載する予定でありますし、あと、駅前第 2 ビル公共プラザで行う原爆ポスター展の際に告知を行う予定でありますし、図書館にもポスターの掲示をする予定としております。

○小貫委員

ただ、今、聞いて思ったのは、広報おたるが 8 月 1 日に配布されて、8 月 2 日の上映会ということになると、周知がどれだけされるのかなというところがあるのです。この時期は夏休み中なのですが、学校などではこういった情報は提供しているのかどうか、答えられたらお願いいたします。

○（教育）指導室主幹

小樽市から配られたそういう上映会などのパンフレットやチラシなどについては、児童・生徒に配付しております。

○小貫委員

それで、先ほど説明があったように、毎年夏に小樽駅前の歩道橋に核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕が設置されているのですが、第 1 ビルの紀伊國屋書店の前のカーブしているところに設置されています。せっかく設置するのだったら、一番目立つところに設置していただきたいと思って、国道の上のところのほうが目立つのではないかと私は思うのですが、設置場所は移動できないのでしょうか。

○（総務）総務課長

現在の第 1 ビル寄りのところは、市の部分は建設部の許可を得て掲示している形になっているのですが、国道の真上ということになりますと、あそこの管理者が北海道開発局となりますので、開発局の占用許可が必要になるということがございます。開発局なものですから、そこに空きがあるのかどうか、今回 25 日間ということで掲示しますので、その間ずっと張れるのかということは、確認がとれていない状況になっております。

○小貫委員

たしか昨年はあそこの国道の上に自衛隊の横断幕があって、その横に核兵器廃絶平和都市宣言ということで並んでいた記憶があります。自衛隊があっても核兵器を廃絶することはできるから矛盾はしないのですが、せっかく夏ですから、できれば自衛隊よりも核廃絶のほうが私はふさわしいだろうと思います。その辺は今後の研究課題だと思いますので、そういう要望だということでよろしくお願いします。

それで、この同時期に、市役所の正面玄関前なのですが、ここでの設置もできたら検討していただけないかと思うのです。今、北海道新幹線の横断幕がかかっている部分なのですが、あそこは北照高校野球部が甲子園に出場したときにすぐに取り替えていたので、すぐに取り替えることは恐らくできると思うのです。その辺は検討したことはあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

市民の皆さんや観光客の方により見えるようにということで、駅前ということで選択したのではないかとは思っているのですが、今、話のありました玄関前につきましては、検討したことはございません。

○小貫委員

私は、駅前はもちろんつけると、それ以外にということですので、後でぜひ検討していただきたいと思います。

それで、来年は終戦70周年になります。小樽市の場合、終戦60周年と終戦50周年で、広島市の平和記念式典に子供たちを派遣しているわけなのですが、過去の派遣事業の内容について事業費も含めて説明してください。

○（総務）総務課長

まず50周年のとき、平成7年になりますけれども、そのときは少年の船ということで、例年行っている敦賀市の子供たちとの交流事業の行程に広島市訪問を加え、平和記念式典に出席したというもので、研修生30名を含め、総勢40名、予算は220万円ということで実施しております。

17年の60周年のときには、小樽市が実施したのではなく、小樽青年会議所で実行委員会をつくってやったものではございますけれども、尾道・小樽児童交流使節団の行程の中で、広島市訪問を加えて、平和記念式典に参加したということがございます。このときは小学生33名、あと青年会議所の方10名も含めまして、総勢で45名、実行委員会への寄附金ということで、予算としては100万円ということで実施しております。

○小貫委員

来年も節目の年となるのですけれども、児童・生徒の派遣について検討されていることを説明してください。

○（総務）総務課長

今、話がありましたとおり、来年は70周年ということになりますので、例年どおりということにはならないというふうに考えております。派遣も含めまして、それ以外の事業が何かないかということもあわせまして、検討してまいりたいと思っております。

○小貫委員

それで、日本非核宣言自治体協議会のホームページに、道内自治体の平和事業の一覧が載ってまして、例えば、函館市で昨年度長崎市へ中学生4人を派遣した事業については79万9,000円ということや、旭川市でも同じく長崎市なのでも、中学生2人を38万5,000円ということで、1人当たり20万円ぐらいで派遣しているという額なのです。先ほども、尾道・小樽児童交流使節団の場合が、青年会議所を通じてということで、予算が寄附金100万円ということでしたので、丸ごと市が負担しても5人は派遣できるのではないかと思います。もちろんいろいろな手だてを考えるとともに、そういう手だてがなかったとしても、ぜひ派遣してほしいと思いますが、それについてはいかがですか。

○（総務）総務課長

前回の60周年のときには、青年会議所が事業を行ったということもありますので、青年会議所も含めまして、そういう事業の予定はないかというような確認をさせていただくとともに、派遣については検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎新・市民プールの建設について

最後に、プールについてお聞きします。

新・市民プールの建設については、市長は答弁で取り組まなければいけない事業だと述べていますので、市長部に伺いますが、この取り組まなければいけない事業だということで、期間的にはいつぐらいまでを考えているのか、この辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

新・市民プールの建設に当たりましては、まず一つは建設費、それからランニングコストといったような財政的な点がございます。もう一つは、建設場所、建設形態等、プールそのものの検討をしなければならないという点がございまして、それらを総合的に検討し、判断する必要がありますので、現時点では、いつまでと示すこと

ができる段階にはないということでございます。

○小貫委員

この間、総合計画の後期実施計画に移るに当たって、なぜ前期で新・市民プールの実施設計まで行かなかったのかということを行ったときに、東日本大震災があつて優先的に取り組まなければいけない課題に今対応しているのだという説明でした。この優先的に取り組まなければならない課題というのが解決するというのは、いつなのでしょう。

○（財政）斉藤主幹

優先的に取り組まなければならない課題の解決の時期についてですけれども、東日本大震災を受けまして、大きく二つ課題があると示していたかと思います。一つは、学校を中心とした公共施設の耐震化への取組、もう一つは、道路や橋梁などインフラの維持補修計画、この二つを挙げていたかと思います。

それで、学校や他の公共施設の一部の耐震化については、現在、2 か年計画で耐震診断を実施しているところでありまして、その結果を受けての対応ということになるかと思いますけれども、特に学校施設については、学校適正配置の計画において平成30年までをめどに耐震化を行う予定となっております。また、橋梁については、10年をスパンとした長寿命化計画が策定されておりまして、道路については、道路ストックの中で、当面の10年間の計画ということで策定されることになっています。

一方で、中期財政収支見通しの中では、5 年後には実質収支が赤字になるという厳しい財政状況にもありますので、全てを一度に進めることは大変困難な状況でございます。今後、耐震化の結果を踏まえた中で、優先順位をつけながら順次進めていくことになるかと思いますが、現時点では優先課題の解決時期を明確に示すことは難しいと考えております。

○小貫委員

ただ、耐震化や道路の話というのは、確かに東日本大震災の話もありましたけれども、どのみち取り組まなければいけない問題だったことです。それが、今お聞きすると、優先的に取り組まなければいけない課題ですら、いつになるかわからないということです。これは恐ろしい話だと思うのです。

それで、今、建設地をどこにするかという段階なのだと思うのですけれども、建設地をどうするかという現在の考え方について改めて示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設地の考え方ですけれども、これまでもそうだったわけですが、市有地ということを念頭に置きながら、市の中心部であり利便性があるところという考え方でございます。

○小貫委員

今、教育委員会として、新・市民プールの建設については、単独にするか、複合施設でやるか、この両方で調査していると思うのですが、当初、山手地区の学校につけるといった場合に、私たちは、それだと過疎債適用にならない、議決である過疎計画に反するのではないかということで批判をしました。複合施設という場合に、どの場合が過疎債の適用になるのか、この辺は調査しているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

プールの建設と過疎債についてのお尋ねでございましたけれども、法改正がございまして、この4月から、市町村立の学校施設の中で、これまで過疎債の対象でなかった屋外の運動場と水泳プールについても、過疎債の対象になるというような法改正がなされたことと承知しております。

それから、複合施設についてでございますけれども、観光又はレクリエーション施設の中に水泳プールというものも位置づけられておりまして、観光型レクリエーション施設という中には、ほかに宿泊施設や野営場などいろいろ示されておりますが、こうしたものの複合とした場合に適用になるかどうかということになろうかと思います。

このことについては、具体的にどの施設とプールを複合的に建設していくかで変わってくるものですから、一概にこれでどうだということは言えないわけですが、一般的に、過疎債の適用になるということだと思いますと、民間施設との競合がないことが一つの条件になっているというふうに、今、調べている中ではなっております。

○小貫委員

先ほどの建設地の検討については、市有地と市の中心部ということだったのですけれども、やはりしっかりとしたところに建設するということになると、市有地以外にも検討してみることも必要ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市有地以外ということで、現在は道有地や国有地についての情報を得ながら検討を進めているところでございます。そのほか、民間の土地の購入もあろうかと思えますけれども、その辺につきましては、財政的なこともございましてなかなか難しいのではないかと考えております。

○小貫委員

心配なのは、市有地で最初に計画していたのは小樽公園周辺ということなのですけれども、市民が気軽に行くという面で行くと、坂の上ですからやはり大変なところにあると思うのです。そうやって市有地で結局利便性の悪いところに建設されてしまうと、それだけ利用者がいなくて、ランニングコストがかかると。結果として、施設運営に影響が出るということが考えられると思うのです。逆に土地を購入しても、利便性がよければランニングコストを抑えられるのではないかと。前の委員会では、プールだけで黒字が出るとは思っていないというのが教育委員会の立場だと思うのですが、そうは言っても、コストを抑えていくということでいけば、便利なところに建てるというのがやはり第一だと思います。もちろん金額のこともあるでしょうけれども、市有地以外も検討していくことが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほど申しましたように、市有地以外ということで、道有地、国有地も調査しているところで、情報を見ながらやっているところですが、そういった中で、市の中心部を中心に、利便性のよいところという視点を入れながら土地を探しているところです。そういった利便性のことも考えながら、建設コストができるだけかからないようにという視点で探しているというところでございます。

○小貫委員

先ほど、建設コストを抑えるとのことでしたが、もちろん建設コストを抑えるのも大事なのですが、ネットワークになっているのは、ランニングコストの部分も結構大変なのだというのが、この間の当委員会での議論だったのではないかと記憶しているのですが、今の答弁だと、ランニングコストよりも建設コストのほうが大事なのだというようにも聞き取られかねないので、その辺について整理して、もう一回お願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設コストだけということではなく、もちろんランニングコストも安く抑えられるようにという視点に立って土地を探しているというところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

まず、防災について何点が質問させていただきます。

◎重要水防区域における危険箇所について

今朝の北海道新聞に、6月の降水連続日数ということで、最高だったということで書かれておりました。降水量

的にはそうでもなかったということですが、雨が続くと市民の皆さんが心配されますのが地すべりや土石流などで、災害指定区域の近くに住んでいる方々からは、やはりそういう心配が上がってきております。それで、先日の予算特別委員会でも建設部に質問させていただいたのですが、防災という観点から何点か質問させていただきます。

まず、小樽市内の災害指定区域ということで重要水防区域、土石流危険渓流警戒区域、それから、今はシーズンではないのですが、雪崩危険箇所が指定されていると思います。これらの箇所についてそれぞれ数をお示しいただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

重要水防区域につきましては市内全体で49か所ございます。続きまして、雪崩危険箇所につきましては253か所、土石流危険渓流警戒区域につきましては101か所の指定になっております。

○酒井委員

重要水防区域については49か所ということだったのですが、雪崩危険箇所や土石流危険渓流警戒区域については、数が結構多いなと思っております。これらの区域には対策などを打たれていると思うのですが、例えば避難訓練や、これを食いとめるような施工実績など、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

まず、訓練についてですが、土砂災害警戒区域内の地区につきましては、土砂災害の避難訓練を実施しております。そして、対策工事につきましては、重要水防区域49か所のうち、改良済み又は一部改良済みが32か所、土石流危険渓流警戒区域につきましては、101か所のうち5か所の改良が済んでおります。最後に、雪崩危険箇所につきましては、北海道で、急傾斜地工事に合わせまして、雪崩の予防柵などをつける工事を実施しているところでございますが、今回、道に確認しましたところ、改良箇所数について把握するのに少し時間を要するというので把握はできませんでした。

○酒井委員

重要水防区域については32か所ということで、進んでいるなという印象があるのですが、土石流危険渓流警戒区域については101か所中5か所ということで、あまり進んでいないなと思っています。

それから、避難訓練が実施されているということなのですが、その避難訓練というのは、例えば毎年行っているのか、何年かに1回行っているのか、どこが主催なのか、その辺についてもう少しお聞かせいただけますか。

○（総務）半田主幹

土砂災害の避難訓練ですが、毎年ではありませんが、国や道とともに指定地域で避難訓練を行っております。近年におきましては、平成22年度に赤岩地区、23年度に蘭島地区、25年度には張碓地区で行っております。

○酒井委員

先ほど、重要水防区域49か所中、一部の施工を行っているという部分も含めて、32か所ということで話がありました。その部分については避難訓練も行っているということでわかりました。

その中で、これも予算特別委員会で建設部と話をさせていただいた部分なのですが、張碓仲川という川があります。あまり大きな川ではないのですが、ここが国道5号をまたいでというような形になっていまして、国道5号から山側については既に整備がされていると。国道5号から下側に行きますと、国道5号の中に土管が入っていて、すぐ自然のままというか、土が出ているような状態、そこから河口に行くとまた整備されているという状況があります。この間、この地域の方と話をしたときに、春先や台風時期、雨の多い時期になると、この土の部分めくれてしまって、せっかく下流でU字溝が入っているのに、そこに全部なだれ込んできて、さらに河口に行くと、それが詰まってしまって、あふれてしまう部分があるということでお聞きしてきました。整備していただいているところについては大変ありがたいと思うのですが、一部というのがくせ者で、一部だけでとまってしまうと、かえって危険な箇所もあるかと思います。市内にまだ何か所かあるかと思いますので、区域に指定されている部分について

は、再度、点検、調査などをしていただきたいと思いますと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○（総務）半田主幹

実際に工事を行うのは建設部ということなのですが、建設部からは、現地調査の上、工事の必要性について検討するということでした。

○酒井委員

確かに建設部所管という部分なのですが、防災の観点からということで、ぜひ再度強く申し立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎避難訓練について

それから、避難訓練について、昨年度はたしか 6 か所で実施したと思うのですが、今年度、今のところ申し込まれている町会などの団体が幾つあるのかお聞かせいただけますか。

○（総務）半田主幹

今年度につきましては、蘭島町会、忍路町会の 2 町会から、津波の被害を想定した訓練を実施したいという申し入れが来ております。

○酒井委員

避難訓練も、毎年行っているところ、それから 2 年に 1 回などさまざまな部分があるかと思います。ちなみに、昨年度行われた避難訓練で、例えば要望や改善点など、さまざま上がってきたかと思いますが、それについての対応などはどうなっているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

昨年度訓練を実施した皆さんからは、サイレンが聞き取りづらいですとか、広報車の声が聞こえないといったような意見をいただいております。このことに関しまして、小樽市といたしましては、同報系無線の設置について、これを解決する手だての一つとして検討したいと思っておりますが、多額の工事費がかかることから、事業手法について今後検討してまいりたいと考えております。

○酒井委員

サイレンや広報車の問題のほかにもいろいろ要望などがあったと思うのです。こういう声、要望があって、検討しますという部分だったと思うのですが、その他の部分について、例えばすぐに対応できるもの、できないものなどという部分もあったと思うのですが、すぐに対応できるものなどについては、対応していただいているのかどうかということが聞きたかったので、再度お願いします。

○（総務）半田主幹

ある町会で図上訓練を行ったところ、図面の色が薄くて見づらいというような声をいただいております。あと、手元に小さな図面があるとわかりやすくいいというような御意見が寄せられております。これらの点については、資料の工夫をしながら訓練を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

それで、これは確認というところで質問させていただきたいのですが、以前、ある小・中学校なのですが、校長から、転勤で来たのですという話がありました。避難所の話になったときに、ここは避難所になっていますよねという話をしたら、そうなのですということだったのですが、鍵がどこにあるか御存じですかと言ったら、知らなかったという話がありました。これも行われているだろうとは思いますが、各学校の、例えば銭函小学校でいうと、たしか消防署銭函支署に保管されているということで、きちんと書類などにも書いているのですが、なかなかふだん見ない部分などもあったりして、伝わっていない部分があるので、この辺についても再度、転勤の時期などにも引継ぎをきちんとしていただくように要望を上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎災害時の協定について

もう一つ確認なのですが、小樽市地域防災計画の中で、協定の関係の書類がさまざまありました。その中で、市長名がまちまちになっているのですが、これは問題ないのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

小樽市で結んでおります災害時の協定についてですが、本市におきましては、これらの調定の調印者は市長としております。これは市長が小樽市の代表者として調印しているものでありますので、代表者である市長の交代がありましても、協定の効力に影響はないというふうに認識しております。

○酒井委員

◎北海道新幹線について

次に、北海道新幹線について質問させていただきます。

これも先日、当初予定より 5 年前倒して新函館北斗－札幌間を開業したいというような形の報道がありました。それで、今年度から新小樽（仮称）駅周辺のまちづくり計画の策定が 3 年間で行われるということなのですが、例えば前倒しになった場合に早めるといったお考えはあるのか、まず、確認させていただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

5 年の短縮におきまして、平成 42 年度の開業となり、まだ 15 年以上ありますことから、まちづくり計画の策定期間には影響がないものと考えております。当初どおり 3 年の予定で策定していきたいと考えております。

○酒井委員

当初の予定どおりということですが、この 3 年間で行う計画の策定について、もう少し内容についてお聞かせいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今年度は、現状の調査や課題の整理を行うために、アンケート調査やワークショップなどを行います。平成 27 年度以降は、関係機関などから御意見を伺いながら、新駅周辺の土地利用、駅前広場や駐車場の規模・機能、2 次交通の検討を行い、整備の必要性を整理し、パブリックコメントなどを経て計画を策定していく予定でございます。

○酒井委員

それで、道で経済波及効果ということで試算があったので、小樽市にもお聞きしたいと思います。

工期を短縮しない場合、例えば 2035 年度の開業から 5 年の経済波及効果ということで、約 4,700 億円となっております。これを 5 年前倒しにした場合は、人口減少の影響の軽減、利用者の増加などにより、経済波及効果は、前倒しした 5 年の間で 5,100 億円に膨らむという試算がありました。これについて小樽市では、どのような経済効果を見込んでいるのか、若しくは数字的なものはもう計算されているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

数字としては押さえておりませんが、東北や北関東からの観光客や修学旅行などの増加など交流人口の増加による経済波及効果や、新駅の建設、駅前広場、それに伴う附帯工事など新幹線建設にかかわる工事の地元業者への発注による経済効果などが期待されるものと考えております。

○酒井委員

なかなか数字的なものを出すのは難しいかと思うのですが、北海道とも連携して、出せるものであれば計算していただきたいと思いますので、お願いします。

それから、新函館北斗の駅名の決定をするのに結構もめたという報道もありました。これについて、小樽市の駅名についてはどう決めるのか、それから、いつごろの決定になるのか、その辺についてはどのようにしているのかお聞かせいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

名称の決定は J R 北海道が行うと聞いておりますので、幅広く御意見を伺った上で、早い段階で J R 北海道に市

の考え方を要望していきたいと考えております。

○酒井委員

新函館北斗の駅名については相当もめたようでしたので、小樽市としては幅広くいろいろな御意見を聞きながら、丁寧にやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎運動施設について

最後に、運動施設について聞かせていただきます。

桜ヶ丘球場がすぐそこにあるわけでありますが、これも予算特別委員会や総務常任委員会でもやったかと思うのですけれども、まず、この球場ができてから何年ぐらいたったのかお示しいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

昭和39年にできたといいますか、その年の4月29日に球場開きということで聞いております。

（「改修しているよ、改修」と呼ぶ者あり）

○酒井委員

その間、改修もしているかと思うのですが、相当歴史のあるものですし、老朽化も進んでいるかと思います。他市町村を見ますと、結構グラウンドの整備に力を入れてやっているところもあるようです。いずれはこのグラウンドも整備しなければいけないだろうと思うわけでありますが、その際には、ぜひ北海道を代表する北海道日本ハムファイターズの選手の練習地になるような施設にしていきたいと思います。これは強くは要望しますが、予算の関係もあると思いますので、なかなか難しいだろうとは思いますが、なぜそういうふうに言うかといいますと、間接的に、体力の向上に向けた取組になるのではないかと思います。今年の冬のオリンピックで男子ハーフパイプに銭函の子出藤選手が出場した際、中学校にお越しいただいたときに、やはり子供たちがすごく感動もしましたし、それから、僕もやってみようという声がすごく上がりました。体力の向上に向けて、間接的にすごく効果があるのではないかと思います。例えばファイターズの選手が来て、一流選手に触れることこそが、間接的にそして最大限に体力の向上につながっていくものだと思いますので、そういう部分も含めて。それから前回、前々回のときも申し上げましたが、東京オリンピックの練習場所の誘致として、例えば陸上競技で手宮公園競技場、ここも国際基準を満たしているということなので、随時で構わないので、やっていっていただきたいと思います。

○鈴木委員

それでは、報告の中から何点か聞かせていただきます。

◎色内小学校再編後の学校跡地及び旧若竹小学校跡地の利活用について

最初に、色内小学校再編後の学校跡地及び旧若竹小学校跡地の利活用についてということで、先ほど御報告いただきました。色内小学校につきましては、道営住宅の建設候補地ということで、私が聞いています中では、地域の方も落ちつきどころが決まってよかったという話も聞いていましたところ、先ほど避難所などということで、思ったよりもトラブルになっているのかなという気はします。道営住宅の建設候補地にこれから手を上げるということなので、そのリミットというのはいつになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

道営住宅の建設に係る計画なのですが、計画年度が平成28年度から32年度までの計画になっております。現在、26年度ですので、なるべく早い時期に要望については手を上げる必要があるというふうに認識しております。

○鈴木委員

ということで、確かに避難所の代替案などいろいろきちんとしなければいけないこともありますけれども、この計画については、先ほども言ったように地域の方もかなり期待しておりますので、何とか進めていただくように頑張りたいと思います。

それから、若竹小学校跡でありますけれども、御報告によりますと、民間に売るということです。まず、どういう状態で売なのかというか、先に、買手の算段があるのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

昨年、新聞でも旧若竹小学校売却へということで報道されておりますが、その後、私どもに対して、売却の意向ですとか、お問い合わせというのは、現在来ているものはございません。今のところ、そういう買いたいというような意向の声が届いているということはありません。

○鈴木委員

そうしますと、売却しようとするとなりますと、現状ではなかなか売れないということになりますと、ある程度してから更地というか、解体して売却するという形になると思います。その見極めというか、お金のかかる話ですから、そういったことはどのように順序立ててやられるのかお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

売却の手法と申しますか、私どもで当面考えておりますのは、委員がおっしゃいますとおり、現状での建物そのままの状態売却というふうに考えております。その状態で売れば一番いいのですけれども、その状態で難しい、どなたも手を挙げる方がいらっしゃらないという状態が続くようであれば、次のステップとして取壊しという部分も視野に入れた形で考えてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

最後に聞きたいのですけれども、今回は色内小学校、旧若竹小学校と、道営住宅にせよ、民間に売却するにせよ、決定が早いです。なかなか動きが早いと思っています。これからかなりの数が出てきます。そういったときに、それを判定する、今回は本当に意思決定が早いという気がしますけれども、数がまとまって出てきた校舎について、どうやって今言ったような形で方針を決めるのかという手法をお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

おっしゃるとおり、今後も閉校となる部分は増えていくかと思いますが、学校によりまして建物の現況、建った時期や古さというのもあります。それから、当然場所もそれぞれ違いますので、そういった条件、違った部分を踏まえまして、跡利用策を考えてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

跡利用のことは、本当に市民の方も、すごく注視されていることですので、ぜひともよくお考えになって、意見を聞いて取り組んでいただきたいと思います。

◎石狩湾新港管理組合の財産処分について

次に、石狩湾新港のLNG火力発電所の件ですけれども、まずお聞きしたいのは、平成26年3月に約7億5,000万円で国から用地をお買いになった、今回の売買価格は、予算計上で約8億7,000万円ということですが、当然これだけ見ますと、差益が出てもうかったという形に見えるのですけれども、土地の大きさも違うでしょうから、それと経費の件も含めて、この売買差額のことを御説明いただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

委員が言われました購入額、約7億5,000万円につきましては、既に国の直轄事業の埋立工事におきまして石狩湾新港管理組合が国に対して負担金として支払っている金額が控除された額になっております。したがって、この8億7,000万円という部分につきましては、差があるのですけれども、これについては差益があるという考え方はございませんので、御理解いただきたいと思います。

○鈴木委員

それで、今回、石狩湾新港管理組合がこういった形でお売りになって、小樽市の課税対象になるということですので、よろしいですね。

○（財政）資産税課長

これは民間の土地の所有になりますと、小樽市の課税になります。

○鈴木委員

よく市民の方から言われるのですけれども、石狩湾新港のLNG火力発電所ができることによって小樽市の財政が楽になるねと、固定資産税がある程度入って、そういった形でできるということで、今回、土地が売れたことでよかったねという話があります。私もある程度そうかなと思ったのですけれども、ここは市街化調整区域なのです。それで、この約29万平方メートルをお買い上げいただいても、聞くところによると、数千円、1万円以下ぐらいの税金になると聞いたのですけれども、そのことについてはどうなのでしょう。

○（財政）資産税課長

土地の税額につきましては、路線価に基づいて課税するのですけれども、ここは今おっしゃったように市街化調整区域ですので路線価がありません。そのため、一般的な税額は示せないのですけれども、市街化調整区域は市街化区域、この辺のまち場の土地の値段と比べまして二桁から三桁ぐらいやはり低くなりますので、土地だけで言えば、あまり税収は上がらないということになります。

○鈴木委員

要するに、この上に建ちます償却資産ができて初めて本市にそういった税金が入るということなのでしょう。そうなりますと、平成31年2月運転開始予定の1号機が着工して、できてから、償却資産で課税ができて、2号機、3号機ができるにつれてどんどんその額が大きくなるという考えでよろしいのですか。

○（財政）資産税課長

そのとおりです。

○鈴木委員

そこで、今回の件で聞きたいのですけれども、北海道電力にそうやってお売りになったときに、ずっと市街化調整区域のままにされるというか、途中で切り替えて課税する、これは言い方が悪いですが、ここが課税できるとかなり額が変わってきますけれども、それは後出しということだから、地目変更は基本的にはできないということなのです。

○（財政）資産税課長

今も言いましたように、この区域については市街化調整区域になっていますので、私どもでは情報を押さえていませんけれども、もし市街化区域になりましたら、今、言いましたように二桁か三桁違いますので、例えば市街化調整区域で1万円の課税だったものが、市街化区域になりましたら路線価を使いますので、それでいきますと、この辺の路線価は1平方メートル当たり5,000円くらいありますので、5,000円掛ける29万平方メートルでしたら、負担調整もあるのですが、0.7掛けるのですけれども、1,400万円ぐらいにはなるのではないかと思います。

○鈴木委員

建設部の所管なので地目変更はここで言うてもしょうがないのですけれども、ただ、売買契約の中に、そういった形をうたって地目の変更はしないとか、そういうことはもちろん入っているわけではないのですね、その件は、石狩湾新港のは。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

正規には仮契約がこれからですので、その辺の予定については承知しておりませんが、建設部からは、今、市街化調整区域の調整ということで、用途変更を考えているということは伺っております。

○鈴木委員

建設部ではそういうお考えもあるということですので、そういった形で、もしそういう変更を考えていなかったら、財政部などからそういうお願いというか、提案をしていただくこともあるのかということをお聞きした

かったのですが、今言った形で検討しているということですので、推移を見守りたいと思います。

◎全国学力・学習状況調査について

最後に、全国学力・学習状況調査についてお聞きします。

この件は、いろいろな会派から話があった中で、我が会派といいますか、私の考えですけれども、この全国学力・学習状況調査に参加されて、市町村の平均正答率を出されていて、わかりやすくしていただいたことは、本当にありがたいと思っております。そして、私の知っている P T A の方など、そういう方からしますと、やはり自分の学校というか地域、この小樽市が一体どういう状況なのかということを知りつつ、実際、危機感を持って、学校にもしっかりそういうことを注視してやっていただきたいということを述べる材料にもなるということで、やっていただきたいということなのであります。

それで、学校間格差といったことについて、今、小樽市内でトラブルがあったかということをお聞きします。

○（教育）指導室主幹

昨年度、本市は平均正答率を公表いたしました。それを受けて、そのことに対して、特に否定的な意見は伺っておりません。一方で、今、委員がおっしゃいましたとおり、本市の子供の学力の状況がわかってよかったという肯定的な意見が寄せられているところでございます。しかしながら、学校別の公表に関しては、序列化、過度な競争につながる懸念があるのではないかと。一方で、自分の子供の学力がどのぐらいの位置にあるのか正確に教えてほしいという意見もあるという現状でございます。

○鈴木委員

2014年度に全国平均に追いつくようにということで道教委で言われておりまして、なかなかそれにはたどり着かないかなという気はしますけれども、たしか今回、全国学力・学習状況調査をやられて自己採点等もされているとお聞きしております。本市の手応えはいかがかということをお聞きします。

○（教育）指導室主幹

学力調査が終了しまして、各学校ではすぐに自分たちの学校の自己採点を行っております。その狙いは、やはりできなかった、課題のある問題に対して、もう一度学び直しをするだとか、解き直しをするだとか、それから、国語、算数・数学において、ここは課題だろうと思っているところについて、もう一度補助学習をしていくだとか、そのように、次に活用するために、自己採点を行っているところでございます。まだ自己採点という結果でございますし、また、この調査は毎年度問題が変わりまして、難易度も変わりますので、そういう意味で、平均正答率の上がり下がりだけで状況はつかめない状況でございますが、本市又は各学校の取組の成果が少しでも現れるような結果になるように期待はしているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

最初に、報告の中から 2 点ほど質問させていただきます。

◎色内小学校再編後の学校跡地の利活用について

まず、色内小学校再編後の学校跡地の利活用についてなのですけれども、そもそもどういう事業だったのか、もう一度説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

北海道が進めます道営住宅の建替えの計画を策定すると。北海道全域なのですけれども、その中で、小樽市も道営住宅で郊外に出ている部分がございますので、それをまちなかに集約した場合にどこが適地となるかということで、北海道から通知がございまして、庁内で検討した結果、何か所か候補がございましたが、その中で色内小学校が最もまちなかに近く、利便性も高いのではないかとということで、道に要望を上げていく方針という案の段階でまとめさせていただいたところでございます。

○秋元委員

それで、説明会を地域でされたということで、この事業の説明は当然されたと思うのですが、22名参加されたということですが、もし採択されない場合は白紙に戻るわけです。そのときのことについて、何か話がなかったのか、例えば白紙に戻ったときに、その後の跡利用についての意見などがなかったのか、また、道でこの事業を採択する上での基準みたいなものが何かあるのか、それはこれから示されるものなのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

道から、基準といいますか、具体的な部分は、細かくまでは示されておりませんが、少なくとも、今、北海道と調整している中では、色内小学校がある場所について特に問題があるというような話は聞いておりません。地域等でこれから再度説明会を行いますけれども、道営住宅について地域の意向を踏まえて取り下げるという場合もありますし、それから、道でだめですという話になった場合、その後どういふ跡利用になるかといいますと、もう一度庁内でどういったものが跡利用可能かというのを検討すると同時に、また、地域の方の御意見も伺いながら、何が最善なのかというのを検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

これは、全道で何地域といいますか、何棟といいますか、何戸といいますか、その基準というか、限度というか、募集されている数というのはあるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

数については、現在の方針の中には示されておりません。

○秋元委員

私もいろいろな地域の方から伺っていますけれども、やはり期待する声と先ほど言われたとおりの不安に感じている部分と、そういう話を伺いましたので、また説明会を行うということなので、ぜひ丁寧に説明していただきたいと思います。

◎（仮称）消防署オタモイ出張所建設について

続きまして、（仮称）消防署オタモイ出張所建設にかかる経過報告について伺いました。先ほどの報告の中では、現時点での説明については、オタモイ地域と塩谷地域の住民の方に説明したということでよかったですか。

○（消防）大澤主幹

そのとおりでございます。5月19日にまず新道地区連合町会の皆さん、5月24日に塩谷桃内連合町会の皆さんに説明しております。

○秋元委員

現在長橋にある出張所がオタモイ地域に統合されるということで、一番影響があるのは長橋地域の方かと感じたのですが、長橋地域の方にはまだ説明されていないと思うのですが、後回しになったといたら悪いのですが、後になった理由、あと、場所的には長橋十字街の結構すぐ近くですから、その跡地利用についても、今後

どのような考え方をされていくのか、売却されるのか、また、特殊な建物ですから、たぶんほかに転用することは難しいのではないかと思いますのですが、その辺の考え方は今、何かされているでしょうか。

○（消防）大澤主幹

長橋地域の皆さんに説明がまだできていないというのは、担当の役員と各町会長の方に会えるように調整はしていたのですが、日程調整がうまくいかなくて、早めにとは思っていましたけれども、まだできていないという状況です。

跡地、跡の使用については、これから検討していかなければならないのですが、そのまま残して地域で使うのか、又は消防団の部分もございますので、そこも含めて今後検討しなければならないというふうに考えていますので、未定ということです。

○秋元委員

その際の、次の跡利用が決定されるまでの財産の管理といいますか、それはどのようにになりますか。

○（消防）大澤主幹

その部分についても未定なものですから、例えば出張所統合後に、その時点で使う部分、跡地について決定していれば、問題はないと思うのですけれども、決定していなければ、当然ながら消防本部、市で管理の方法を考えていかなければならないと考えております。

○秋元委員

◎財政について

次に、代表質問にかかわって、財政について伺います。

まず、他会計、基金からの借入金残高の償還計画について伺ったのですが、この試算方法についてどのように行っているのか、説明していただけますか。

○（財政）齊藤主幹

他会計借入金と基金借入金の毎年度の償還額などの計画についてということで答弁させていただきます。

他会計からの借入金についてですけれども、まず下水道事業会計からの借入れにつきましては、下水道事業会計で資本費平準化債を借りておりまして、それをさらに一般会計で借りている形ですので、平準化債の返済計画に合わせて毎年度の額を決めております。次に、産業廃棄物処分事業特別会計からの借入れと、あと基金の借入れも同じなのですが、償還計画を立てた上で借入れを行っているのですが、償還計画の額といたしましては、まず借入時の財政状況から、多くの借入金の元金返済はほとんど平成26年度以降となっております。それまでは利息、利子の支払にとどめていたところなのですが、26年度から元金の返済を始めて、大体7年から10年間で完済となるような形で均等に案分して額を決めたところであります。

○秋元委員

そこで、代表質問では、下水道事業会計が一番長くて平成38年度までであるということでした。ざっくりとほかの会計についても伺いましたが、今、試算方法を伺いましたけれども、償還のピークを迎えるのは、現在の計画で平成何年ぐらいになりますか。

○（財政）齊藤主幹

償還額のピークということになりますと、平成30年度の5億3,000万円がピークになる予定でございます。

○秋元委員

今回の市長答弁の中で、収支均衡予算を毎年度組んでいくために一定の財政調整基金が必要だと答弁されていて、それは十分に理解しますし、おっしゃるとおりだとは思いますが、逆に言うと、毎年度非常に大変な予算編成なのだなと感じるのです。一方で、例えば今定例会の中でも、防犯灯設置の話もありましたし、耐震改修促進法に伴って、本庁舎や市民会館、保健所の耐震診断がされるということもありました。今後、例えば市債の増も考

えられますし、中期財政収支見通しでも公債費の毎年度の推移について示されておりますけれども、この辺の公債費の関係も大変心配に感じるところなのです。それで、今言いました、これから新しく増えていく事業なども考えた上での、その市債や公債費の考え方なのですが、どのように考えられていますか。中期財政収支見通しの中では平成29年度までが示されていますけれども、それ以降の公債費の推移など、どのように考えられていますか。

○（財政）齊藤主幹

起債の元金償還などの今後の見通しになりますけれども、委員の御指摘のとおり、中期財政収支見通しの中でも平成29年度まで計画を示しているのですが、29年度には前年度より増えるという形で、若干上向きの傾向を示しております。

今後の考え方といたしましては、財政健全化を図る上では、当然、市債の残高を減らしていくことが望ましいのですけれども、今おっしゃいましたような防犯灯や耐震改修など、今後必要とされる事業によっては、やはり起債額が増えていく可能性もあるものと考えております。今後も事業の必要性や有効性を十分に検証した中で、事業の厳選に努めながら、必要なものはやっていくという形で、財政健全化を目指していくべきと考えております。

○秋元委員

減債基金についても伺いまして、将来的な見通しは今示せないとお伺いました。減債基金につきましては、それこそ将来的な市債の償還に充てられるということで、今の話を聞いても、将来的な市債の償還のためには、少しずつでも積み立てていく必要があるのではないかとと思うのです。市長が言われた財政調整基金の話もそうだなと思うのですが、一方で将来的な償還のことを考えると、減債基金の必要性というのは、皆さん一番よく感じているところかと思います。わずかながらではあっても、平成15年度ですか、約3億6,500万円の減債基金がありました。取り崩しておりますけれども、現在では示すことができないということだったのですが、今後の必要性についてどのように感じておられますか。

○（財政）財政課長

委員の御指摘のとおり、今後も公債費が増えていくという中では、やはりそれに対応する財源として減債基金があればそれにこしたことはないというふうには思っております。ただ、市長からも答弁させていただきましたように、いかんせん本当に、毎年度の予算編成に対応するのが精いっぱいという状況でございます。仮にどこかの時点で減債基金を積み立てたとしても、すぐに取り崩さなければならないような事態が生じるというのが、現在の小樽市の財政状況だというふうには思っております。ただ、必要性は十分認識しておりますので、一定程度財政調整基金の残高を確保しながら予算を組めるような状況になったときには、そういう公債費に対する手だての一つとして、やはり減債基金は大変重要だとは思っておりますし、いずれかの時点で積めるような方策があればというふうには認識しております。

○秋元委員

中期財政収支見通しの中で、毎年度の改善目標額が6億円と示されております。この6億円に対して、どのような努力をされて、改善目標を達成されていくのか、このお考えを伺って、財政の質問を終わりたいと思います。

○（財政）齊藤主幹

改善目標額6億円の達成についてですけれども、先ほど財政課長からも答弁がありましたように、現在の財政状況では、財政調整基金などによる何らかの財源対策をしなければ、収支均衡予算も組めない状況にありまして、中期財政収支見通しの中で現在作成しているものでも、毎年度6億円の収支改善がなされたとしても、4年後の平成30年度には実質収支が赤字になるという非常に厳しい見通しとなっております。今後やはり、今おっしゃったような形で財政健全化に努めていかなければならないのですけれども、先ほど言いました、事業の必要性、有効性を検証しながら事業の厳選に努める、あるいは、歳入確保のために使用料・手数料などでいろいろな対策を練って、歳入増と歳出削減に向けて取り組んでいくことにより、何とか6億円の改善目標を達成していきたいと考えておりま

す。

○秋元委員

ぜひよろしくお願いします。

◎学力向上について

続きまして、教育委員会にかかわって伺います。

代表質問の中でも質問させていただきました。先ほど鈴木委員からも、全国学力・学習状況調査の御質問がありましたけれども、私の周りの方にも、自分の子供たちの小樽市内における位置といいますか、それはどういう状況なのか知りたいという方が非常に多くいるなと感じています。確かに序列化といった話もあるのでしょうけれども、どうやって自分の子供たちに学力を身につけさせるのかという部分では、家庭にもやはり協力してもらわなければいけないと思いますし、その上では正確に、自分の子供の位置といいますか、学力がどのぐらいにあるのかというのは、情報としてしっかり家庭にも伝えていかないといけないなと感じております。私も今、高校生の子供がいますけれども、学力については、ほかの保護者の方々と話をしても、やはりそういう意見の方が非常に多いなと思うのです。その上で、今回、全国学力・学習状況調査の経年変化の課題、傾向なども伺ったのですが、たしか私の子供が小学校 6 年生のときに初めて全国学力・学習状況調査を受けまして、今は大学生になりましたけれども、一つ気になるのは、6 年生で全国学力・学習状況調査を受けて、ある一定の結果が出ましたと、中学校 3 年生になってからまた全国学力・学習状況調査を受けますが、小学校 6 年生で得た結果と中学校 3 年生で受けるときのその 3 年間で、どのような対応をされていくのか、これからの部分もあるかと思いますが、その辺の小学校から中学校への引継ぎといいますか、その辺はどう考えられているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

各学校においては、中学校進学時に小学校の教員が中学校へ出向いたり、また、中学校の教員が小学校に来たりするというような形で、子供たち一人一人の学力等の状況についての引継ぎを行っております。また、本市においては、中学校 1 年生までの内容の C R T 標準学力検査を全ての学校で行っておりまして、その結果から子供たち一人一人の学力の状況を把握し、それらを授業や補充学習を通して、一人一人の課題点の解決を図っていくという取組を進めております。

○（教育）指導室長

引継ぎということでございますが、その部分では十分であるとは言いがたいというところがございます。確かに、全国学力・学習状況調査につきましては国語と算数という中で一定の評価でございますので、引継ぎの中で、当然それ以外の教科などの学習の状況なども引き継ぎますし、家庭の環境などさまざまなことを中学校に入ってから引継ぎということで行っております。ただ、全国学力・学習状況調査となりますと、あくまでもその教科でどれだけの平均正答率ということもありますので、中学校に入ってから、それぞれ教科の中でやはり十分な学力がつくように、3 年間かけて取り組んではいるのですけれども、それが小学校のデータと関連づけた取組というところまではなかなかいっていないという状況でございます。

○秋元委員

同じ小学校から皆さんが同じ中学校へ行けば別ですけども、結構学校を変えたりすることを考えると、小学校 6 年生の同じクラスの状況が、中学校に行ったら同じかというと、やはり違うでしょうし、一人一人に対応していくというのは理想でありますし、やっていかなければならないことですが、30 人もいればなかなか難しい状況なのだろうと思うのです。ただ、今回、経年変化の話をさせていただいたのは、ある程度教育委員会としても回数を重ねるごとに小樽市の子供の状況がわかった上で、指導方法というもののいろいろ変化といいますか、いろいろなことに取り組まれていると思ひまして、それは私としても非常にうれしく思いますし、評価するところであります。今回、教育長からも、例えば小樽市の子供は情報を読み取るとか、根拠を基に自分の考えを文章にする応用力が全国

よりも落ちるのではないかという話をいただきまして、小樽市では言語活動をされているということなのですから、音読や例えばその言語活動による効果、その辺を、もしあれば紹介していただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

家庭学習における音読の取組についてでございますけれども、年々その取組はいろいろな形で進められております。昨年度、学力向上実践交流会がございまして、その中では、発表校の、例えば小学校でいうと、毎日音読をすると子供たちがすらすら国語の教科書を読めるということで、教科書教材の読解力が向上したとか、漢字の読みで非常に正答率が高くなったとか、そのようなことで音読の効果が報告されております。それから、中学校においては、教育委員会で配付している中学校の音読カードが読書カードとつなげてつくられておりますので、ある中学校では、朝の読書と結びつけて、音読から読書へつなげる取組ということで、子供たちの読書意欲が非常に向上したと。中には 1 人で年間 100 冊以上読む子供も出てきたと、そのような成果が報告されているところでございます。あわせて、言語活動ということになりますと、やはり授業改善が本市において一番大きな問題でございます。やはり教員がしゃべり続ける講義型の授業ではなく、子供たちが自分の考えを書いたり、発表したり、学び合ったりという、言語を通して子供たちが学習の理解度を深めると、そういう取組、そういう授業改善が進められるよう、研修会等を通して指導しているところでございます。

○秋元委員

読書については、日常的な読書活動というか、本当に重要だと思うのですが、その習慣づけといいますか、学校には学校図書館もあります。その利用状況について、現在どのような状況ですか。

○（教育）教育総務課長

学校図書館につきましては、昨年度、初めて学校図書館司書を、銭函小学校、松ヶ枝中学校に 1 名ずつ、司書資格を持った嘱託員を配置しております。こういった中で、利用については促進を図っているといいますか、検証をしている最中でございます。

○秋元委員

今、検証している最中ということでしたけれども、学校図書館司書の方が入っているいろいろな取組をされていると思いますが、今年度以降、司書の方を増やしていく考え、また、銭函小学校や松ヶ枝中学校でこれから検証するという話でしたけれども、その結果も踏まえて、小樽市に司書の方を増員するようなお考えがあるのか、また、今年度以降何か考えがあれば伺います。

○（教育）教育総務課長

昨年度、2 名の図書館司書を配置いたしまして、主に業務内容としましては貸出し・返却、児童・生徒への読書アドバイス、調べ学習に対応した資料の提供、あと、分類、そういったことをしてまいりました。そういった中で、成果といたしましては、常時図書館司書がいることで、いつでも貸出し・返却ができるということもありまして、銭函小学校では貸出冊数が 2 倍、松ヶ枝中学校では 3 倍近く増加しております。また、来館者数につきましても、松ヶ枝中学校しかデータはございませんけれども、こちらも 2 倍以上の増加をしております。そういった中で、今年度は 2 か年目になりますけれども、まず、この両校につきましては、ある程度図書の整理ができましたが、この司書が複数学校を持った場合どうなるかということで、松ヶ枝中学校は、最上小学校と小・中連携の関係もございまして、最上小学校の図書室整備をすると、銭函小学校につきましては、桂岡小学校、張碓小学校、この近隣校として整備をするという取組をして、1 人の司書で複数を持ったらどうなるかという検証を行っている最中でございます。もう一つにはデータベース化がありまして、手ごろなデータベース化、バーコード化のソフトを購入いたしまして、この両校で取り組んでございます。こういった今年度の取組を基に、来年度どのように進めていくかということは、今後、この検証結果を基に考えていきたいと考えております。

○秋元委員

図書館司書の方がいるだけでかなり違うという話は、調べている中でも感じておりましたがけれども、貸出数でも 2 倍、3 倍と増えているということで、すごい効果だと思います。小樽の人数的にも限りはあるのでしょうけれども、全市に図書館司書のそういう仕事が広がっていけば、もっと本を読みやすい環境が広がっていくのではないかと思います。今後も非常に楽しみにしていますので、成果についてはまた伺いたいと思います。

◎ＩＣＴの利活用について

次に、ＩＣＴの利活用について、実物投影機を使って授業改善に取り組んで、大きな成果があったと伺いましたが、まず、この大きな成果について、具体的にどのような成果があったのか伺います。

○（教育）施設管理課長

高島小学校の実物投影機ということで答弁させていただきます。

まず、1 点目としましては、児童の授業に対する集中力が上がったということでございます。その次には、図形の認識や、定規などの目盛りの読み取り、この理解度が上がったということでございます。3 点目としましては、自分のノートを実物投影機を使用して発表を行うことによって、学習意欲の向上につながったというような内容の成果を聞いております。

○秋元委員

実物投影機と伺いまして、私もどういうものなのか想像がつかなかったのですが、実際の指導例といえますか、どのように使われているか、それをお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室主幹

実物投影機は、教材や資料を実際に拡大して映すことができ、一斉に子供たちがその様子を見ることができる。それだけではなく、例えば教員の手の動きなど、そういうことも拡大して示すことができ、有効な教育機器の一つであるというふうに感じております。国語でいえば、例えば個別指導ではなかなか難しい辞書の引き方、そういうところも映しながら、子供と一緒に取り組むことができると。それから算数でいえば、例えば定規や分度器などの使い方、目盛りの読み方などそういうところ、教員が一人一人について教えることがなかなか難しいことも、一度に拡大して示しながら見せることができるということも効果として挙げられております。さらに、子供が自分のノートや作成した資料を基に、実物投影機に映しながら発表するという機会にも使用することができて、子供同士の学び合い、それから理解力、さらに表現力の育成ということにも効果があるというふうに考えております。

○秋元委員

総務省でしたか、文部科学省でしたか、子供たちに調査したら、ＩＣＴを使った学習に非常に興味があるというような話をされている子供の割合が高いという結果が出ていまして、今、実物投影機を使って集中力、図形や目盛りの理解度が上がったと伺って、全国的な調査結果と符合するといえますか、そうなのだなと感じます。

それで、5 月に武雄市に視察に行って反転授業というのを見てきました。反転授業というのは、タブレットを自宅に持って帰って、自宅で、学校でする勉強をします。保護者の中には、ゲームで使うのではないかと、そればかり使って勉強しないのではないかとというような不安があったそうなのですが、実際に始めてみると、そういうことは一切なく、その授業内容も 5 分から 10 分ぐらいの動画なのですが、それを子供がタブレットを使って自宅で勉強する、そして教員がつくった宿題をして、次の日、学校に行くのです。タブレットを持って学校に行くと、サーバで管理されていて、どの子供が宿題をやってきたか、そして、回答までも全部すぐに教員の手元でわかるそうなのです。どの子供がどの問題を理解していないのかとか、そういうことが全部わかるそうなのです。心配していた教員や校長が率先して、自分たちの学校でもやりたいと言われているそうなのです。

先ほどの話にもありましたけれども、どうやって子供たちの興味を引いてやる気を出させるかというのは、本当

にずっと課題だなと思うのですが、反転授業についてはさまざま賛否がありまして、反対される方もいらっしゃるのです。方法は別として、やはり子供たちの興味を引いて、学習能力といいますか、基礎学力といいますか、それを高めていくというのは、非常にわかりやすく武雄市ではやられておりました。子供たち全員にタブレットを持たせていますから、1億2,000万円ぐらいお金がかかったそうなのですけれども、非常に学習効果が上がっていて、全国でも初めての取組で、動画も企業が自分たちにつくらせてくださいと無料だったそうなのです。全国初めてというのは、逆にいろいろな意味でお金がかからないのだという話もされておりました。

教育についてはいろいろな難しい問題もたくさんありますけれども、やはり現場で子供がどうやって興味を持って、集中して勉強に取り組めるかということでは、先ほどお話しいただいて、非常によかったとは思いますが、今後ますます子供に集中力、興味を持たせて学力向上につなげていくということでは、教育委員会として、今後、ICTも普通に利用されていくと思いますけれども、基本的な考え方としてどのように考えていますか。

○（教育）指導室主幹

子供たちの興味・関心を高めるということは、学力向上に直結する重要な問題だというふうに思っております。まず、子供たちの興味・関心を高めるためには、教員が子供たちに提示する教材、又は子供たちに示す板書など、やはり教員の指導技術向上が一番なのではないかと思います。それから、今、話題になっている実物投影機などICTの活用などを通して、子供たちの興味・関心を高めることが必要であろうと思います。それに合わせて、何よりも、子供たち一人一人が1時間の授業の中で勉強ができたとか、そういう達成感や満足感を得られるような授業づくりが、やはり一番ではないかと考えておりますので、現在の小樽の状況の中で、子供たちに興味・関心を持たせる、高めさせる取組を今後充実させていきたいと考えております

○秋元委員

ぜひよろしくお願いいたします。

◎投票所について

続きまして、選挙管理委員会に、投票所の件で伺います。

小樽市議会「市民と語る会」の中で、たしか梅広会館のときでしたか、住民の方から、高い場所に投票所があったなかなか大変だという話を伺って、代表質問の中で、投票所の設置の基準など、その辺も伺いました。過去に2か所、若竹小学校から水産高校に移動したことがある、それから、潮陵高校から龍徳保育園へ移動したことがあると伺いましたが、この2か所の投票所の状況と、手宮地域といいますか、梅ヶ枝地域といいますか、その辺の投票所の違いといいますか、何か特徴的なものがあればお聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

まず、2か所の投票所を低い場所に移したという点でございますけれども、若竹小学校から水産高校に移したのが昭和40年、潮陵高校から龍徳保育園に移したのが平成5年となっております。若竹小学校はかなり高い位置にございましたので、住民の利便性を高めるために、より低地に移動したものであることは推測できるのでございますけれども、潮陵高校の件も含めまして、20年以上経過しておりますので、記録が残っておりません。どのような声が上がってこの2件が変更となったかという件は答弁できませんので、この点は御理解いただきたいと思います。

そして、梅ヶ枝地区、手宮地区の件でございますけれども、梅ヶ枝地区、手宮地区では、現在4か所の投票所を設けております。平成25年7月の参議院議員通常選挙の投票所名で申し上げますと、手宮西小学校、手宮公園住宅会館、梅広会館、錦会館の4か所です。このうち手宮公園住宅会館は、市営住宅手宮公園住宅の集会所なのですが、手宮小学校で昨年7月から建替え工事をしておりますので、急遽変更したものです。通常は手宮小学校を使っておりました。この4か所のうち、梅広会館と錦会館は比較的低い位置にあります。手宮西小学校と手宮小学校は高い位置となっております。地域の特性としては、手宮地区自体が古くから栄えておりますけれども、海から山坂へと延びておりますが、なだらかに全体的に延びている地形ではございません。手宮のバスターミナルのそこ

ろは低地で、標高二、三メートルなのですが、手宮小学校まで行くと50メートル、手宮公園で80メートルと、急な勾配が含まれている地域、投票区であると認識しております。

○秋元委員

実際に住民の方から投票所を移動してほしいという意見があった場合には、代表質問の中でも伺いましたが、もう一度、どういう手続が必要で、代表質問の後には、その周辺で投票所の環境が整っているいい場所があれば教えてくださいというような話がありましたけれども、これは住民側で探さなければならないものなのか、それとも市側でそういう声が上がったら探すものなのか、それはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票所の施設の変更ということでございますけれども、どちらから、一方からということではなく、もちろん選挙管理委員会としてもその投票区内で適切な建物が新設されたりした場合は、必要に応じまして随時見直しを進めておりますし、地域住民の方からも話があれば検討していきたいと考えております。

○秋元委員

住民の方から実際にどういう声があれば変更可能かということなのですが、もう一度お願いします。

○選挙管理委員会事務局次長

具体的なことでございますけれども、施設であれば何でもいいというわけではございません。例えば、住民に広く認知されておりまして、そしてバリアフリーの要件、できるだけ1階が会場であることですか、段差がないこととか、駐車場があるとか、こういう要件を満たす施設がある場合は、町会単位など、ある程度の規模で意見を集約された上で、選挙管理委員会にお話しいただければ、施設管理者側の了解も得られるということを確認した上で、選挙管理委員会に諮って検討させていただきたいと思います。数人から十数人の住民ということであると、直ちに変更することが難しいと考えられますので、あくまでも個人ではなく地域として、ある程度集約した御意見でいただければと考えております。

○秋元委員

駐車場という条件がありましたけれども、錦会館も投票所になっていました。錦会館には駐車場はありましたか。

○選挙管理委員会事務局次長

駐車場に関しましては、できるだけ要件を備える、できるだけ確保すると。都市部ですと、駐車場自体がない投票所がございますので、必須条件ではございません。ですので、地域によっては、投票所の施設として駐車場がなくても、そこに開設してほしいという意見があれば、選挙管理委員会としてもそう考えております。錦会館で申し上げますと、恐らくあそこは、地域の声で分割してつくった投票区だと認識しておりますので、駐車場がなくても、地域からの声があったというふうに考えております。

○秋元委員

逆に、必須の条件をお聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

国から示されている条件としては、必須ということではございません。全て目安として、バリアフリーに努めること、エレベータがない施設では、なるべく2階以上での設置を避けることというような努力目標といいますか、そのような指針で示されておりますので、法律などによって、この場所には投票所はつくれないというようなことではございません。

○秋元委員

では、住民の方から、要望といいますか、ある程度まとまった意見があつて、住民の方が了解といいますか、理解していれば、例えば駐車場がなくて、バリアフリーでなくても、構わないということでもいいのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票所の設置に関しましては、選挙管理委員会の専権事項ですので、今、この場で明確な答弁はしづらいのですが、先ほど申しましたとおり、駐車場がなければ絶対に投票所ができないというわけでもございませんので、どれぐらいの地域の声があるのかというのも諮りながら、委員会に検討していただくということになろうかと思います。

○秋元委員

たぶん、市民の方はどこに言っているかわからなくて、市民と語る会の中でそういう話をされたと思うのです。先ほど伺ったら、一定のバリアフリーや駐車場の件などが出てきて、それが条件で、それを満たさないとできないのかと、私でも思ってしまう。そうではなく、住民からまとまった意見があれば、検討していきますという話であれば、ある程度場所も市側で探してもらったりしていただければ、たぶん声を出しやすいと思うのですが、何か条件のようなものが出てくると、地域的にあまりないなと考えてしまい、なかなか声も上げられないような状況もできてしまうのではないかと思います。もし今後そういう地域のまとまった声がありましたら、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎公契約条例について

先般の会派代表質問でも、公契約条例について市長の見解を伺いました。市長からは、札幌市の事例などもよく勉強していきたいという趣旨の見解をいただいたのですけれども、どうも前向きな答弁ではないなと受け取っております。

それで、先般の予算特別委員会で、他の委員から市の臨時職員の賃金について質問がありましたが、慌ててメモをとったものですから、若干正確性を期する意味で、小樽市の臨時職員の日給にすれば幾ら、あるいは月収にすれば幾らになっている、あるいは年収にすればこのぐらいというところをもう一度確認したいと思います。

○（総務）職員課長

市の臨時職員で、賃金的に一番低い事務補助の職員で答弁しますと、日給で6,360円になっております。時給換算しますと820円ほど、月給換算といいますか、一月21日稼働と考えますと13万3,560円になります。年収ですと、例えば今年度の稼働日数が244日ありますので、日額単価を掛けますと155万1,840円となります。

○林下委員

いろいろと調べた結果、一般的には、年収が200万円以下の人がワーキングプアだと今までずっと言われてきて、やはり働く貧困層から何とか中間層へ引き上げていくことが非常に大事だとも訴えてきたところですが、例えば、北海道の最低賃金は時給で734円ですか、今お答えいただいた臨時職員の賃金と比較して、時給換算で86円しか最低賃金を上回っていないということです。全国的に見ても、北海道の最低賃金は低いわけでありまして、これこそ地域格差の象徴ではないかと思っているのです。それで、市の受託事業者の賃金実態というのは、これまで調査されたことはあるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在、小樽市で契約しております委託業者や工事業者に対しまして、賃金の調査などは行っておりません。

○林下委員

どうして調査はやらなかったのですか。

○（財政）契約管財課長

特に必要がなかったということでやっております。

○林下委員

私の理解しているところでは、ずっと前から考えてみますと、一時期、賃金の官民格差ということが盛んに言われて、どんどんいろいろな意味で、マスコミ報道なども含めてあって、かなり賃金がセーブされてきたということがあったと思います。それで、例えば、民間賃金がそういうときに上がっているのかといえ、公務員が賃金を抑えられているのだから、民間もっと下げるべきだという、悪循環といいますか、そういった時代がずっと続いてきたように思います。

それで、現在、働く貧困層というような話が出てきて、現在でもどうしても行政コストを抑えるために賃金を抑えていくという考え方は時代遅れというか、何とかしてこういう状態を変えていかなければならないのではないかと考えております。特に、今の経済効果というのがなかなか部分的なものに終わっていて、賃金にもあまり反映されていないということが、実態としてそういう状態にあるという答弁をいただいておりますけれども、例えば、この間いろいろな若い人たちとも議論しておりまして、小樽商科大学の学生でも、札幌に住んで、札幌でアルバイトしたほうが、通学の費用を考えてもいいのだと、それで、札幌に住んで商大に通うという状態が拡大しているのだと伺ったことがあります。小樽・札幌間を見ても格差がそれだけあるということですから、やはり何とかしてそういうものを解消しなければ、今度は、例えば、東京の例をこの間話しましたが、今、大都市を中心にどんどん人手不足が深刻化して、賃金もそういうところでは上がっていると言われていますが、これでは本当に人口流出、若者に小樽にとどまって働いてもらうという環境にはだんだんなくなるのではないかと、加速度的に進むのではないかというのが私のこの間の発言の趣旨であります。そういった意味で、やはり公契約条例でもつくらない限り、なかなかそういう対策にはならないのではないかとというのが私の考え方です。もう一度その辺の考え方についてお聞かせ願えたらと思うのですが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

代表質問で市長も答弁いたしました、労働基準法や最低賃金法など国の関係法令との整理が必要でございます。個々の労使間、当事者間で自主的に取り決められていることが基本と考えておりますので、最低賃金法を上回る具体的金額を設定することが、関係法令との整合性が図られるのかという研究を、これから調査し、他都市の事例などを調査してまいりたいと考えております。

○林下委員

確かに法律で最低賃金が決められているということで、それを上回る条例はいかなるものかということだと思っておりますけれども、最低賃金については、全国的に先ほど申し上げましたが、格差があるわけですし、業態によって多少差があると。そういうことを考えますと、やはりもっと市が率先してそういったものに前向きに取り組んでいかなければ、なかなか今の状況では解消できないと思いますので、ぜひ前向きに急いで検討していただきたいということが私のお願いであります。

◎議案第10号（消防救急デジタル無線整備工事）について

次に、消防救急デジタル無線整備工事につきましてお聞かせいただきます。

先ほど小貫委員の質問への答弁もありましたし、冒頭の付託案件についての説明も伺いまして、基本的にデジタル無線の整備事業はこれで一区切りつくのかなと。

そこで、1点だけお聞きしたいのですが、以前から消防救急業務の広域化が非常に難しい課題として国から提案されています。これまでは、実態とはそぐわないということで、小樽市としては、国に説明して理解していただいていると。札幌市でもそういった状態だと伺っておりましたから、その点については理解しているのですが、最近、国の方針では、市町村合併など、また、いろいろな、コンパクトシティなど、何となく地方の効率的な行政という形で方向性が、再びかじを切っているのではないかと思うわけでありまして。どうしてもそういうことがなされ、例えば後志広域連合みたいな形での消防救急業務がまた検討されるとすれば、やはり人命を預かるだ

けに相当無理なことになるのではないかと危惧しております。それと、例えば泊原発の事故を想定した対応ということも考えれば、小樽市の役割は相当厳しいものがあるのではないかと考えておりまして、このデジタル化工事が終われば、再び広域化問題が吹き上がってくるのではないかと心配しております。その点について、そういう心配はないという状況なのか、危惧しているという状況なのか、その辺の考え方についてお示しいただければと思います。

○消防本部次長

ただいまの広域化の問題についてですけれども、まず今回のデジタル化のことと広域化については全く別物で、デジタル化についてはデジタル化ということになっております。

広域化は、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、平成24年第3回定例会の総務常任委員会のときにも報告させていただきましたが、この時点の方針については後志圏の広域化ということでしたけれども、四つの消防本部で8度ですか、協議した中では、国がいうスケールメリットがなかなか見いだせないということで、これは見送ったという報告はさせていただいていたと思います。

その後、新たに総務省消防庁からは、25年4月に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正ということで通知があったのですが、この中で、国としては、広域化については、消防体制の強化という面では非常にいいという話、ただ、そういった中でも、地域の実情によっては左右されるということで、今後は地域の実情を尊重する、それを基本とした見直しだと言っておりますので、本市といたしましては、24年度に4消防本部で話し合った内容をそのまま継続いたしまして、広域化というものは現時点で考えておりません。ただ、この国の指針も30年4月1日までということで5年間延長された指針でございますので、その後、例えばそれに関しての財源的な措置など、そういうものが拡大して、本市においてもスケールメリットが出るなどということであれば、その時点でまた検討しなければならないだろうということでございます。現時点ではそのまま、24年度のときの広域化についての考え方は何も変わっておりません。

○林下委員

本当に人命にかかわる重要な任務ですから、ぜひよろしくお願いします。

◎教育委員会制度の改革について

次に、教育委員会制度の改革について、法案が通過して、来年4月から実施されるということが決定されたと報道されております。この教育委員会制度の改革は、私の記憶では、2011年に大津市で起きたいじめ自殺において、市教委の調査が十分に行われていないとか、そういったことに端を発して議論が始まったと理解しているのですが、当時は責任の所在が曖昧であるとか、迅速な対応ができていないという批判に基づいて議論が始まったはずなのですが、そういった状況から、今、仕上がった法律はやや逸脱して、首長の権限だけが強化されているということが際立ったものになったのではないかと感じております。そうした新制度を見てみますと、総合教育会議を設置して、教育方針や施設整備、予算などの根幹がそこへ移行していくことが決定されたと言われているのですが、首長が直接教育長に指示することはできないとされておりますが、総合教育会議が新たに設けられて、それを通じて首長の意思が反映されると中身的には見られるのですけれども、こういったことで政治的な中立性の確保が本当に可能なのかということに疑問を感じているのですが、その辺についてはどのような受け止め方をされているのか、まず伺います。

○（教育）教育総務課長

今回の教育委員会制度の改革の背景ですけれども、今、委員がおっしゃいました平成23年の滋賀県大津市をはじめとするいじめ問題の関係がありましたが、それ以前から、首長には現在も予算編成権や事務局の人事権などがありますけれども、教育委員会が独立した行政機関であるということもありまして、首長からは、教育委員会や学校の閉鎖性を指摘する声が以前からあったということがございます。また、まちづくりの観点として、教育と密接に

関連する事案も首長の下で増えてきたという背景が以前からあったということもございます。

この中で、今回の改正の中に、総合教育会議が設置されまして、首長と教育委員が話し合う場、調整する場が設けられたわけですが、これにつきましては、教育委員会が今回、独立した行政機関として残りまして、さらに総合教育会議につきましては、公開するということが前提になっております。運営につきましては、まだ細かいものが示されていないということもありますので、恐らく夏場、8 月前後になるかと思うのですが、そういった詳細が見えてくるかと思しますので、そういったところも踏まえて、どのように政治的中立性が図られるかということにつきましては注視してまいりたいと考えております。

○林下委員

ただいま、教育委員会は独立した機関として残るのだと説明していただきましたけれども、教育委員会は、これまでいろいろな人材、教育以外の職業に携わる人も含めて、あるいは保護者やそういう関係の人が中心のメンバーになって、非常に幅広い市民の声を反映する仕組みが確立していたと理解しているのですが、この総合教育会議の設置というのは、例えば教育委員会制度に不都合があってつくられたのか、あるいは、今後運営していく上で、この二つの会議が併設されることの意味はどう理解したらいいのか、伺います。

○（教育）教育総務課長

これまでも、予算の編成時といった際には、首長と教育委員会が話し合う機会は持たれてきたわけですが、今後、総合教育会議ができることによりまして、大きな大綱というものをもって、それに基づいて重要事項、緊急事態につきましては、公開の場で議論されていくことになります。こういったことから、これまでよりもさらに首長と教育委員会が情報を共有しまして、話し合いの場を持ちながら、より丁寧な形で教育行政が進められるものというふうに考えております。

○林下委員

首長の権限が強化されたところが大きな特徴だと思うのですが、よく考えてみますと、選挙で選ばれた首長であっても、必ずしも教育に関して熟知している人が選ばれるという保証もありませんし、知識や理解があるという人が選ばれるとも限りませんので、いろいろ弊害が起きるのではないかと考えております。例えば政府・与党の意思を呈した人が必ずしも首長の選挙に選ばれるとも限らないわけでありますから、そうしたときに、この法改正が向かっていく方向性というのが、この法案を考えた趣旨と合っているのかがどうも理解できないのですが、その点についてはどう受け止めていますか。

○（教育）教育総務課長

私どもが承知している範囲内というのは、今回、法案が出た後、新聞報道されている範囲内でございます。今の時点では、道教委に問い合わせても運営の部分、詳細の部分は見えてきませんので、今後、詳細が決まり次第、どのような形で委員が気にされている部分が担保されていくのかということを見ていきたいと考えております。

○林下委員

実際に移行していくのが来年 4 月ということですから、まだいろいろな調整というか、いろいろなことが起きてくるのではないかとと思うのです。例えば沖縄県竹富町では、八重山採択地区協議会で答申された教科書を選ばずに、竹富町教育委員会が教科書を選定したということに対して、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで、町で使う教科書ですから、決める権限は町教育委員会にあるという定めに従って決定したと思うのですが、文部科学省が沖縄県教育委員会を飛び越して竹富町教育委員会に直接、答申された教科書を使えという命令を出したとか、このような状況を考えると、地方の意向がどうであれ国の方針に従えと、こういう強権的な動きに今後法改正が使われなければいいなと、正直私は今、危惧しているところなのです。最後に教育長から、こうした国の方向性や、今後この法律がどういう方向に向かっていくのかというその辺の考え方について、もし見解を示していただければありがたいと思いますけれども、いかがですか。

○教育長

話せば相当長い話になるので、かいつまんで言うと、今の小樽市の状況でいいますと、この制度改正があっても、現実に市長と教育長の関係においてはあまり大きな変化はないと、私自身は押さえています。というのは、私自身の考え方もそうなのですが、本来行政というのは、首長の意思を住民に作用すること、それが行政だということでいえば、教育行政も同じ行政ですから、首長に全ての権限があるというのが本来的な姿だと思います。ところが、教育委員会制度が昭和22年にできたのは、国の方針に沿って知事も市町村長も全てが同じ考え方で子供たちを戦場に送ってしまったという反省から、教育行政はそこから離して独立した機関として地教行法で定めたという、もともとのそういうことがあるので、本来的にその行政というのは、まちづくりの観点でも、それから福祉、保健、それから文化、文化財を含めて、やはりもともと首長の全体の行政の中の一部であるということには変わらないと思います。

ただ、政治的な中立という意味でいえば、教科書の採択や学校の教育課程の編成、個別の教職員の人事など主に政治的に左右される部分については、依然として教育行政、地教行法の中で、教育委員会の専掌の事務ということになりました。今でも総合調整権、予算編成権、条例の提案権は市長にありますから、その部分については市長がもともと権限を持っていると。委員がおっしゃっていた総合教育会議は、首長が主宰するわけですが、そこには教育長、教育委員が参加し、さらに有識者で構成するということになっていますので、これまではどちらかというと、内部の市長とのやりとりは、予算に対する市長ヒアリング、それから政策検討会議など、言ってみれば密室で意見交換がなされていたのが、今度は、大きな問題については公開で行われることになりますので、そういう意味でいえば、逆に市長のほうがりづらくなったのではないかと私自身は考えております。そういう意味では、かえって新しい制度のほうが、教育行政という意味で公になるのはいいことではないかと捉えています。

ただ、問題は、教育委員長と教育長が一本化して権限が集中するという意味でいうと、今でも教育委員会は形骸化しているとよく言われますので、教育長が強大な権限を持つことで、教育委員会自身が形骸化しないか、軽視されないかと、そちらの心配が教育委員会内部においてあります。そういう意味では、教育委員と教育長の関係が、今度は教育委員の3分の1の提案があれば、教育委員会を開催できるという制度もできたようではありますが、そちらを心配しております。

全体として、市長の権限が強大になったという意識は、私自身としては特に思っていないので、これまで同様、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図りながら、教育行政及び市政を一体として行っていくほうがやりやすいのではないかと押さえております。

○林下委員

教育長は非常に長い間いろいろと教育行政に携わってこられた方ですから、これからいろいろな意味で小樽市全体の教育行政を引っ張っていただけると確信しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎消せるボールペンの公文書使用について

最初に、消せるボールペンの公文書使用について伺います。

最近、株式会社パイロットコーポレーションがつくった消せるボールペン、摩擦の熱で文字が消えるというボールペンなのだそうです、これが世界で9億本売れるヒット商品になっています。そういったボールペンが出てきて、今までは便利だなということで済んでいたものが、ここ最近の報道では、これを公文書に不正に使用したという例が出てきています。調べたら、昨年、三重県津市では、学校給食協会の職員がこのボールペンを使ってパンや

米飯の代金の水増しをして4,200万円を着服したとか、茨城県土浦市では、消せるボールペンで勤務表を改ざんして70万円を不正受給したとかというような形で、ボールペンで公文書を書いたものが、簡単に消せて書きかえられてしまうような事件が出てきたということが報道されております。

そこで、小樽市において、庁舎内で職員が消せるボールペンの利用をしているのか、若しくはそういったものが存在するということに関して、調査や把握はしているのでしょうか。

○（総務）総務課長

市職員の消せるボールペンの使用状況ということですが、これまで調査したことはございません。ただ、実際に使用している職員がいるということは把握しております。

○成田委員

自分たちのメモなどに使用するのであれば、当然それは便利だということで済むとは思うのですが、公文書に使われて、そのまま保存されるといったものに対して使った場合に、果たしてそれが公文書として成り立つのか、大丈夫なのかというところは気になるのです。公文書管理法など、法律も含めてこれに関してはいろいろかわってくると思うのですが、消せるボールペンということに関して市では、現状どのような認識でいるのか、今の段階で、こういった話が出た中で、御意見というか、御感想というか、そういったものがあればお聞かせ願えますか。

○（総務）総務課長

今、委員からありましたとおり、消せるボールペンを使って公文書を作成するというのはやはり適当ではないだろうとは思っております。実際のところ、ある程度使っている職員に確認しましたところ、メモを書くときにはやはり非常に便利なので使っているということは聞いておりますけれども、公文書にまでは使っていないというようなことで、一部の職員ですが、そういう実態にあるというふうには聞いております。

○成田委員

そういった形で意識して使っているのであればもちろん問題はないと思うのですが、消せるボールペンと普通のボールペンが同じ場所にあって、それを公文書に使ってしまったということもなきにしもあらずということで、これについては取扱いを非常に注意していかなければならないと思うのです。

今は職員の利用に関して伺ったのですが、一方で、市民、企業が市に書類を提出するなどといったときに、この消せるボールペンで記述した場合に大きな支障、差しさわりのあるものというのは、何か想定されるのでしょうか。逆に、そこで一回出してまた戻すとか、そういったもので改ざんの可能性がある、そのようなものがあるのかというところまで目が行き届いているのかというところは、どうでしょうか。

○（総務）総務課長

実際に警察で摘発した事象としては、車検合格後に申請書の車体番号を書きかえ、合格していない車の車検証の交付を受けたという事例が新聞報道等であるのですが、結局一回こちらで受け取って確認印なりを押してそれを返すというようなものが、そういう危険性のあるものなのだろうとは思っておりますが、その辺の調査はしたことがございませんので、実際にどういう書類が該当するかということについては、現状では把握しておりません。

○成田委員

確かに市民、企業が出す書類は多岐にわたっていて、調べれば、よく考えたらまずいのではないのかというのが後から出てくるかもしれないというような状況ではあるのですが、少なからず、こういうものが出てきたところで、このボールペンの使用に対して、少し注意しなければならないというところが出てくると思うのです。

もう一点伺いたいのが、現状の入札方法において、こういった消せるボールペンで書いた場合のリスクをどう考えるかということです。当然書く場所が決まっている場合であればいいのですが、例えば郵送で入札するといったときに、ふたをあけて、そこだけ手で消してしまったなどということも不可能ではないわけで、そういった

リスクが出てくるというところに関しては、どのように考えていこうと思っていられるでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在、入札書など契約に関する書類についてですが、入札公告や入札心得などに消せるボールペンなどを含む訂正可能な筆記用具を使用してはいけないという文書の明記がございませんので、今後、周知し、注意していきたいと考えております。

○成田委員

まとめて話しますけれども、公文書や入札のものに関して、消せるボールペンを使うということがどういったことになるのか、公文書であれば当然ながら公文書偽造になる可能性がありますとか、そういったことをやはり告知しなければならない、若しくは周知しなければならない。職員もそうですけれども、利用する市民、企業側にとっても、消せるボールペンを利用して、そういったことをしたら何らかのきっかけで疑われてしまうわけです。そういったところに関しては、こういった記事が最近少し出始めたというのもあったので、質問させてもらったのですが、十分に調査してもらって、消せるボールペンにかかわる利用若しくは取扱いに関して、十分注意してもらいたいと思います。大阪市や堺市など、完全に庁舎内に持ち込まない、使用禁止というようなことをうたっている自治体もありますので、ぜひ今後の対応策や不正使用の予防といったところを最後にお聞かせ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

他の自治体では、確かに禁止している事例もあるということで、新聞報道等で見えております。ただ、実際のところ、例えば建設部で図面をつくっていくときに、消せるボールペンでつくっていかないと、逐一消したりして、最終的には消せるボールペンを使わない形での図面をつくるということなのですが、つくる過程ではやはり必要だというような話も聞いておりますので、全面禁止にするのは業務上支障が出てくる可能性もございます。そのようなことで、最終的に公用文という形で残す際には消せるボールペンを使わない、実際、起案書等は今パソコン等で打ち出しておりますので、消せるボールペンを使う余地はないのかと思うのですが、最終的に公文書として残すものについては消せるボールペンは使用しないようにということで、職員に対しては周知徹底を図りたいと思いますし、業者には、先ほど契約管財課長から話をいたしましたとおり、周知を図るような形で取り扱ってまいりたいと考えております。

○成田委員

よろしくお願いします。

◎総合博物館について

2 点目に、総合博物館について伺います。

最近、総合博物館によく行くのですが、御年配の方もいらっしゃいますし、やはりアイアンホース号、動く蒸気機関車に乗る方が多くて、小さい子供とその保護者という組合せをよく拝見します。

そこでまず伺いたいのが、総合博物館の入場者について、年齢ごと、ある程度年齢層に区切ったような入場者数は把握されているでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館の入館者の統計なのですが、有料の方については、入館券がそれぞれ違いますので、統計をとっておりますが、無料に関しましては正確な数字がございません。ただ、受付をしている方たちのメモから類推することができまして、それによりますと、小学校入学以前の方たちがおよそ 8 パーセントということになっております。小・中学生は無料になっており、一般の方、高校生、高齢者の方を含めまして、全体の 30 パーセントが入館料をお支払いいただける高校生から高齢者までの方たちということになります。残りが小・中学生というふうに把握しております。

○成田委員

30パーセントが有料ということは、残りの70パーセントが無料、就学前が8パーセントということは、小・中学生で62パーセントということです。もちろんいろいろな学習等で利用する方もいると思うのですが、一方でアイアンホース号に乗っていると、小さな子供には非常に人気があるというか、子供たちが乗っているのを見る一方で、それ以外に小さい子供が館内で何か見たり、学んだりするところがあるかという、なかなか難しいところがあると。そもそも総合博物館がたぶんそこをターゲットにしていないとは思いますが、せっかく小さい子供たちが喜んで遊びに来ている一方で、そこだけで終わらせて帰してしまうというのは非常にもったいないと感じるのです。もちろん小・中学生をターゲットにしているというのは十分わかるのですが、さらにもう少し初歩の段階、未就学児向けの展示や施設が少しでもあれば、博物館に対する印象やその後の足の運び方も大分変わってくると思うのですけれども、それについて何か見解をお持ちでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今、委員もおっしゃいましたが、当館は社会教育施設という立場上、一般の方、高齢者の方も含めて、やはり学齢以上の方たちを主な顧客層として考えて運営してきております。ただ、だからといって乳幼児の方を排除するというわけではなく、やはりそういう方たちにも親しみを持っていただけるような博物館活動に努めていきたいとは考えております。確かに現状の施設、運河館、本館を含めて、そういった学齢以上の方を対象にした施設、展示となっていることは事実でございますが、講座でそれをカバーする形で、例えば本館では、毎週土、日にやっております工作フェス、チャレンジラボという名前をつけておりますけれども、そういったものには御参加いただきますし、まもなく行います七夕や、年末の餅つき、そういった行事については、市内の保育所、幼稚園に参加のチラシをまいております。そういうときに、その方たちを対象にした事業を進めているという形で来ていただいて、いずれ小学校に入ったときにまた来てくださいという形の働きかけをしているというところでございます。

○成田委員

たぶん、今ある中でソフトを充実させて、そういった未就学児のためにいろいろ工夫されていると思うのですが、その一方で、なかなかそれだけで全部やっていくというのも難しいのではないかなと思うわけです。総合博物館については、ふだんから維持するのもなかなか大変だという話も伺っていましたが、仮にこういった新たな取組、新たな年齢層に打ち出すような予算づけというのは今までついていたのでしょうか。ここ何年かついたりしているのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

修繕の範囲内であれば毎年度予算計上して予算をつけていただいておりますが、大きな予算、展示替えは、平成19年に総合博物館ができたときに大きなお金をつけていただいたのですが、それ以降はありません。ただし、旧交通記念館ができてもう十何年たっておりますので、時代に合わせる形で、それから機材も老朽化が進んでおりますので、いずれ近い将来に大幅な展示替えを考えていきたいということで計画はしております。それにつきましては、拙速に変えるのではなく、メンテナンス費用や耐久化、それから今、委員がおっしゃいました、子供といっても就学以前の子供にも楽しんでもいただける、例えばステップの高さやボタンの位置、そういったことも含めて考えていかなければいけないと思いますので、時間をかけてじっくり今後検討していきたいと考えております。

○成田委員

平成19年というと財政的に非常に苦しかった時期だと思うので、こういった予算が新規につかなかったというのは非常に残念だなと思うのですが、その一方、今、旧国鉄手宮線沿線の整備が進んで、最終的に総合博物館というのは一つのゴールになるわけです。ゴール地点の魅力を増やさずして、今のままで、もちろん今でも頑張っているし、魅力はあると思うのですが、さらに魅力度を増して、多くの方に散策してもらって、最後に博物館へ行こうと、あそこには何々があると、あれが見られると、ああいう体験ができると、そういった形を考えてもらわないと、も

ちろん観光の面でもそうですけれども、教育の面でも、北運河の中心として、拠点として、博物館を今後どう考えていくのか、そういった将来の構想というか、手宮線がくつつくまでの整備が終わるまでまだ何年かあると思うのですが、少し先の話にもなるのですけれども、方針をもう少しお聞かせ願えますか。

○（教育）総合博物館副館長

まず、手宮線の整備がまもなく完了するという点については強い意識を持っております。それで、総合博物館では、今後のあり方、総合博物館を今後どうやって展開していくべきかを今、博物館協議会の委員を中心に話をさせていただいております。その中で、やはり手宮線を軸に展開していくというのは大きな柱になるだろう、その理由としては、手宮線は市内を縦断する形で延びている線路であるということ、もう一つ、始まりの部分には文学館・美術館が、沿線には総合博物館運河館、旧日本郵船株式会社小樽支店が、最後に総合博物館本館があるということで、社会教育施設が手宮線沿線に点在しております。それらを結ぶ形で、集客、若しくはそれを中心に社会教育施設全体で共同して取り組む形での運営というのは、強く考えていきたいと考えております。具体的な方策として今考えておりますのは、来年度の企画として、文学館、美術館、総合博物館が関連した手宮線を使った企画、手宮線に関連した展示だけではなく、手宮線そのものを使った企画を考えていきたいと考えております。ということで、今、検討している段階でございます。

○成田委員

今おっしゃっていただいたように、手宮線を使って、そこで何か感じたり、歴史的なものを学び取ったりしながら、最終的に総合博物館でそのまとめをするというか、たぶんそのようなスタンスというのができてくると思います。それが、もしかしたら、手宮線ウォークみたいなのをやって、歩きながら散策をして、最終的に総合博物館に行くと。そこで何か学ぶといったときに、やはり学ぶというところには、もちろん小・中学生もあるだろうし、大人が学ぶこともあるだろうし、もっと小さい年齢でも学べることも若しくは発信できることがあるのであれば、ぜひそういった部分も含めて、総合博物館に来たあらゆる年齢層の人がそこで学んだり楽しんだり感じ取れたりするようなものを将来的にしてほしい、そこに予算もしっかりつけたいということをお願いして、この質問を終わります。

◎人口対策について

最後に、人口対策について伺います。

人口対策にかかわる会議が設置されるということで、この人口の問題に対して、現状を把握するために調査すべき項目というのはどのように考えているのか、まず、簡単な考えをお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

本市の人口動態を見たときに、まず、やはり生産年齢人口の転出の超過、特に若い世代の転出の超過が多いという状況でございます。もう一つは、札幌市、特に手稲区、西区になりますけれども、その転出超過も多いという状況でございます。そういった要因を考えたときに、仕事や雇用、こういったもののほかに、例えば子育てや教育、住宅、そういったトータルといいたしましうか、生活環境というような部分も十分考えなければならない部分だろうと思っておりますので、そういったあたりを検討するというのがやはりポイントではないかと考えております。

○成田委員

今、御指摘されたところというのは、私も前から、特に札幌市西区、手稲区への流出や、雇用、教育、そういった部分の環境というところの影響があるのではないかという話はさせてもらっておりました。その一方で、やはりそれを具体的に根拠あるもので説明するとなると、やはり統計のデータをどうやって使っていくかという話になると思うのです。

前も当委員会で同じ話をさせてもらったと思うのですけれども、国立社会保障・人口問題研究所では、若い層の世帯の社会的な転出の予測について出ているのです。2030年の小樽市の封鎖人口と、このままだったときの人口の

差なのですが、もし小樽市がこのまま普通にいったら、2030年で9万2,396人という予想が出ています。これが、封鎖して社会移動ができない、小樽市がいわゆる鎖国をしてしまって、引っ越しできないようにした場合は10万3,407人と、1万1,011人、約1万人多く残るのです。

（「関所」と呼ぶ者あり）

では、1万人も多く社会移動してしまう、引っ越ししてしまうという予測が出ています。何が多いのかというと、割合的に非常に多いのが5歳から9歳まで、ゼロ歳から4歳まで、この層と、あとは35歳から39歳まで、この35歳から39歳までに至っては28から29パーセント出ていくと。だから、鎖国しないのに比べて、3割近くさらに人口が減ってしまうと。あと40歳から44歳までです。この部分というのは、私が前回質問したときも、家を建てるタイミングで出ていっているのではないかと、子供がいて35歳とかで、30歳から40歳までぐらいの間に家を買ってというタイミングでの減少が多いというところを指摘させてもらってはいたのですが、これはあくまで国立社会保障・人口問題研究所の予測なので、では、この部分がこのような予測になっているのであれば、市の過去10年間に於いて、この5歳から9歳まで、若しくは35歳から39歳までといった年齢層の社会的な転出はどのように推移しているのか、社会的転出の全体に対する割合で御答弁をお願いできますか。

○（総務）企画政策室杉本主幹

過去10年間なのですが、まず、住民基本台帳で見た5歳から9歳までの転出者のその年の転出者総数に占める割合を、平成16年、21年、25年、これを使いまして10年間の傾向について見てみます。16年が3.72パーセント、21年が3.12パーセント、25年が2.55パーセントとなっております、5歳から9歳までの転出者総数に占める割合は、過去10年を見ていると減少傾向にあります。

次に、35歳から39歳まで、これも同じように、転出者のその年の転出者総数に占める割合について見ていきますと、16年が7.59パーセント、21年が8.95パーセント、25年が8.22パーセントとなっており、参考までに24年が9.41パーセントであったことを考慮いたしますと、転出者総数に占める割合は、過去10年間、増加傾向にあるといえると思います。

○成田委員

今の質問ですが、私が悪かったですね。全体に対する割合と言ってしまったから、人口がどんどん減って行って、若年者が減っているのに、それで全体の割合と言ったら、減るのは当たり前ですよ。その中で、35歳から39歳までの転出者が増えているのであれば、この世代については人口が減っているのに対して、社会的流出が多いということも言えると思うのです。

それで、私が非常に気になっているのは、5歳から9歳まで、35歳から39歳まで、この方たちが将来的には多く出ていってしまうという予測が出ています。この年齢層の社会的転出者の就労状況はどうなっているのかということです。仕事がなく小樽市から出てしまったのか、逆に小樽市で仕事があるのに出てしまったのか、これによっては、今後のかかわる政策が大きく変わってくるわけです。小樽市に仕事があれば、雇用を増やそうとなるはずですが、逆に小樽市で仕事をしているのに転出したということであれば、手稲区や西区に住んでそこから通うということが考えられるわけです。このような部分の、この年齢層で、社会的転出をしている方の勤務している、していないというような状況というのは把握できているのでしょうか。

○（総務）企画政策室杉本主幹

この年齢層での社会的転出者の就労状況の把握についてですが、まず、5歳から9歳までにつきましてはほぼ就労していないということで考えてよろしいかと思います。

（「アルバイトしているのか」と呼ぶ者あり）

この就労状況につきましては、国勢調査におきましても調査されておられません。というのも、国勢調査はあくまでも10月1日を調査日といたしまして、項目としては、5年前にどこにいらっしゃいましたかという項目が一つだ

けあります。それによって、5 年前、例えば小樽市にいましたという方が、次の調査で、小樽市外で調査票が上がってきたときに、小樽市から転出したということがわかる仕組みになっております。そのため、転出者の就労状況につきましての統計的な数字は出ておりません。

また、35 歳から 39 歳までの転出者につきましては、委員がおっしゃるように、100 パーセント、職を求めて転出しているというよりも、既に職を持っていらっしゃる方はある程度いるものと予想されておりますので、やはりこのところの就労状況をはじめとする転出理由、この把握については、別途、転出者に対してアンケート調査をするなどの必要があるのではないかと考えております。

○成田委員

そこなのですね、やってもらいたいところは。結局、転出した方で特に札幌市に行かれる方が、仕事を持って出られたのかどうか、住居を買うタイミングだったのかどうかといったようなところをしっかりと把握できないと、雇用がなく小樽市から出ていったのか、若しくは雇用があるけれども、別の部分に不満があって、又は、例えば家や土地が高いから、小樽市で買うことがなかなか難しく出ていったのか、その辺の把握をやってから対策ということを考えていかないと、順序がおかしくなってしまうと思うのです。ぜひ、そこの部分の調査、今おっしゃっていただいたように、国勢調査だと 5 年置きなので、その間に何があったのかわからないというのはそのとおりだと思うのです。だとすれば、これから調査すべき点は、その部分、間の部分、若しくは転出するタイミングでアンケートがとれるのかどうか、そういったところをまずは把握してから、ぜひこの人口対策をやっていただきたいと思います。私としては、その部分の因果関係がかなり大きいものだと考えています。国勢調査の中では、前にも話しましたが、ここ何年か、札幌市から小樽市に通う勤務者数は変わっていないのです。小樽市で就労している人数は減っているけれども、札幌市から小樽市に通って勤務している人はほとんど変わっていないと。普通だったら比例して減るものなのが減っていない。そういうことを考えると、小樽市に勤務先があっても、札幌市に引っ越してしまう人が多いはずなのです。今、断片的にしか情報がわかっていないので、何とかそこを結びつけてほしい、そこから導き出される因果関係若しくは要因を、ぜひそういった人口対策の会議に出してほしいと思うのですが、最後にその見解だけ伺います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、先ほど申し上げました転出の状況等につきましては、やはり雇用の場というのは重要だろうと思っておりますけれども、それだけではなく、先ほど申し上げました生活環境といったあたりは、やはり重要なポイントではないかと考えております。繰り返しになりますけれども、そういったところの分析、検討というのはしなければならぬというふうに考えております。分析といいましょうか、動向を見る上では、国勢調査もそうなのですが、今、住民基本台帳で各地、各月の動きが出てくるものですから、そのようなものなどを参考に動向の分析をしておりますが、そういう作業を進める中で、必要性も含めまして、その検討会議の中で、どのようにしていけばいいのかというあたりは検討してまいりたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 56 分

再開 午後 5 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 5 号は否決、議案第13号は可決、陳情第 2 号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第809号は採択を主張して、討論を行います。

最初に、議案第 5 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案については、消費税の引上げにより消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものです。自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することによりなされるべきであり、否決を主張します。

次に、議案第13号小樽市非核港湾条例案についてです。

本会議で紹介した核不拡散条約再検討会議の準備委員会の前に、広島市の松井市長、長崎市の田上市長が、小樽市も取り組んだ核兵器禁止条約の交渉開始等を求める署名を国連の潘基文事務総長に手渡し、4月29日には、両市長が国連本部で演説し、核兵器廃絶の必要性を訴えました。松井広島市長が広島原爆について、爆心地の100メートル地点で致死量の60倍以上の放射線の人々に浴びせたなどと科学データを示して、非人道性を強調し、被爆者は絶対悪である核兵器を為政者が二度と使わないように廃絶に挑んでいるが、冷戦後四半世紀たった今も、世界には1万7,000発以上の核弾頭があり、私たちは核兵器の潜在的恐怖の下に置かれていると訴えたとの報道がありました。来年は原爆投下から70年になります。広島、長崎と二度にわたって残虐の兵器の被害を受けてきた日本にとって、この節目になる年に核兵器の廃止に向けた一定の前進を期待しています。世界で広がる運動と連帯し、核廃絶を求める世論を広げていくためにも、条例案の可決を求めます。

次に、陳情第319号についてです。

消費税が増税され、家族経営の商店では特に厳しさを増しています。しかし、家族の労働が労働として認められない現状があります。青色申告をすれば労働者として認められるのに、白色申告ではその働きが正當に認められず、前時代的な制度をそのまま残している条文が所得税法第56条です。

次に、その他の陳情についてです。

昨年度までに基本設計と実施設計を行うことが第6次総合計画の前期実施計画に事業計画として記載され、市民に対して早期建設を約束してきました。教育委員会は新しく建設される小学校に併設を計画しましたが、これも建設にはなりません。そして現在は、他都市の調査もとまっているのが実態です。財政部など関係する部局と連携を強めて、早期に建設地を見つけ、建設に踏み出すことです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。

委員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第13号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第 5 号並びに陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第809号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。